

基本計画 1. 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち**1-1 農林水産業**

現状と課題

- ①本市は、小規模な経営体が多く、農業従事者の減少と高齢化、農業所得の低迷、農地の荒廃や集落機能の低下が懸念されています。
- ②これからの農業を担う人材や組織を育てていくこと、及び消費者が求める安全で質の高い農畜産物を安定的に生産し、信頼される産地としてのブランド確立と地元でも消費する取り組みの強化が求められています。
- ③また、人と農地の問題を解決するために、各集落及び地域ごとに「地域農業マスタープラン」の策定を推進し、担い手や集落営農組織を効率的かつ安定的な経営体として育成することが急務となっています。
- ④現状では、農業を他産業と同様に、就職先の一つと捉えてもらう仕組みがなく、都市部の多くの若者が非正規や派遣での雇用となっていることから、農業の魅力を最大限にPRする必要があります。
- ⑤林業では、市民にあった二つの森林組合が合併し、また、県内では木質バイオマス発電所の稼働や復興住宅の建築などにより、木材の流通量が徐々に増加傾向にあり、林業の後継者や担い手不足が懸念されています。
- ⑥本市の農業は、水稻を中心に、地域特性を生かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が盛んに行われ、地域経済の基幹を担う重要な産業となっています。主要な農畜産物としては、米、肉用牛、生乳、トマト、なす、きゅうり、ピーマン、小菊、りんどう、りんご、しいたけなどがあります。
- ⑦農業は人々の命と健康を支える「食」に関わる産業として極めて重要であり、安全な農産物を安定的に供給する必要性からも、農業振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。
- ⑧水稻については低コスト生産技術の確立と、売れる米づくりの推進、野菜については、施設整備助成などによる専作農家の育成、果樹については、生産者の高齢化、品種更新・改植の遅れへの対応による低コスト化と高品質生産、花きについては、作付面積の減少傾向に対応した品質向上と安定生産、畜産の肉用牛、酪農については従事者の高齢化による飼育頭数減少への対応が求められています。
- ⑨農業従事者の高齢化や後継者不足等による従事人口減と耕作放棄地の増加が顕著です。地域においては、農業を基盤とした地域活動の低下、少子化による若年人口減により、地域コミュニティも存亡の危機を迎えています。
- ⑩地域と農業を守るためには、農地・農業用施設を守るための「基礎的保全活動」への支援や、農業用施設の軽微な補修等のための共同活動及び長寿命化を図るための「資源向上活動」への支援が必要となってきます。
- ⑪農業従事者の高齢化の進展による従事人口の激減、後継者不足による耕作放棄地の増加、米価低下による農業意欲の減少が顕著です。地域においては、農業を基盤とした地域活動の低下、少子化による若年人口の激減により、地域コミュニティも、存亡の危機を迎えています。
- ⑫地域と農業を守るためには、農業の生産基盤を整理し、集落営農組織化を図り、低コスト、持続可能

第2回総合計画審議会【資料No.3-2】

な営農形態の構築、高齢者、女性を生かす営農を模索する必要があります。

- ⑬震災以降、木材の流通が滞っていましたが、北上市で合板工場が稼働するなど木材需要が増加傾向にあるものの価格は依然低迷したままで推移しており、林業従事者の高齢化などによる従事者人口の減少、後継者不足などによる担い手などの労働力確保が地域課題となってきました。
- ⑭化石燃料の高騰や「里山資本主義」に代表される地域資源の活用に着目した考え方の波及などから、地域に存在する未利用材等の活用についても当市の課題となりつつあります。
- ⑮昭和30年代に全国的に植林を実施した針葉樹等は、伐期齢を越え成熟期を迎えています。しかし、木材価格の低迷や労働力の不足などから森林所有者は森林に対する興味を失い、管理もされず放置されている森林が増加しています。
- ⑯当市にあっても、森林は成熟期を迎えており、これを地域資源としていかに活用するかが今後の大きな課題であり、合わせて地域の循環資源として将来に向けた植栽を実施することで、山を若がえさせながら健全な森林の管理を実施する必要があります。
- ⑰農業生産のみならず、農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村資源の素晴らしさを再認識し、その活用を図っていくことが求められています。そのためには、地域の特色を生かした教育旅行の受入・着地型観光の取り組みを中心とした交流人口の拡大や地域資源を活かした6次産業化の取り組みを進めることが必要です。
- ⑱人口減少や高齢化の波は農村部ほど大きく、限界集落（高齢化率が50%を超える集落）の発生も懸念されることから、農家・非農家を問わず協力して農村を支えていく必要があります。地域の中心部に人が集まり生活しながら、可能な範囲で農林業を学んでいくスタイルも考える必要があります。
- ⑲都市部を中心とする県外から、地域活性化支援員や協力隊員を受け入れ、地元住民が気づかない魅力の発掘やモチベーションの向上も、これからの農村には有効です。
- ⑳豊かな自然に囲まれている本市の森林面積は79,126haで市域の63.0%を占めています。原生的な自然が残る奥羽山脈の尾根に当たる部分には、野生動植物の広域的なつながりの確保を目的に東北地方の中央を貫く形で延長400kmに及ぶ「奥羽山脈緑の回廊」が設定されています。また、多様な動植物が生息する原生林を保護するものとして、岩手、宮城、秋田の3県にまたがる栗駒・栃ヶ森周辺森林生態系保護地域が設けられています。
- ㉑市内の須川、真湯周辺には、国有林を一般利用の場に活用するためのレクリエーションの森が設定されており、自然観察教育林として真湯、須川、また、野外スポーツ林として真湯が設定されています。
- ㉒三陸の海を望む室根地域の矢越山では、「森は海の恋人」を合い言葉に、宮城県気仙沼市の漁業者との交流をもとに市民参加による森を育てる運動が展開され、森と海とを結ぶ交流活動のモデルとなっています。
- ㉓森林は林産資源の生産とともに、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、多面的な公益的な機能を有しています。森林の価値を地域の資源として、改めて評価するとともに、地域循環のエネルギー源として、また、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めながら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。また、水源域ともなる奥山の森林保全とともに、市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しみ、また成熟期を迎えた森林資源を有効に活用できる環境づくりが必要です。
- ㉔森林整備をはじめとする森林機能の維持保全に要する財源の確保が課題となっていることから、県では、平成18年度から「いわての森林づくり県民税」を創設し、広葉樹のある森林整備や県民参加の

森林づくりへの取り組みが始められています。

施策の展開

(1) 魅力ある農業と担い手づくり

- ①認定農業者や新規就農者の確保、集落営農組織や農業法人の育成、6次産業化の推進などにより、担い手となる農業経営体の支援を行うとともに、児童・生徒から高校生・大学生等に至るまで、段階的に農業の魅力を感じてもらふ機会の創出に努めます。

(2) 人が喜ぶ農林水産物の生産・販売支援

- ①食の安全・安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、地域の特色を生かした農畜産物の生産振興を図るとともに、農業の6次産業化や農商工連携の促進による地元農畜産物の付加価値向上やインターネットを活用した商品のPR及び販売支援等の情報発信を行うとともに、地産地消・地産外商による販路拡大を進め、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮の促進（日本型直接支払）

農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が出ていると共に、農地集積が進む中で水路及び農道等の農業用施設の管理にかかる負担が担い手に集中し、営農に支障が出ているとともに、担い手確保の障害要因となっています。

- ①農業の有する多面的機能が、市民に多くの恩恵をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、集中的かつ効果的に支援を行います。
- ②多面的機能の発揮の促進に当たっては、農家、非農家にかかわらず地域住民が一体となって取組まれる共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効果的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動の推進を図ります。

（平成27年4月1日施行「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」により、安定した制度として実施されました。）

(4) 農業生産基盤の整備と担い手育成 【新規追加】

- ①恵まれた自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備と併せ、高齢化の進展による農業従事者の減少、後継者不足が進む地域農業を担う担い手育成を目指します。

(5) 地域材の利活用の促進 【新規追加】

- ①当市の成熟した森林資源の活用を促進するため、地域循環型エネルギーの利活用を推進することにより、林業の振興や、森林資源の育成に携わる人材確保に努めます。
- ②また、これまで利用されることの無かった、捨切間伐材、松くい虫被害木やその処理木などの未利用材を地域のエネルギーととらえ、その活用を検討して参ります。

(6) 農村の総合コミュニティ化 【新規追加】

- ①農地保全への取り組みと併せ、地域の多様な資源を生かした6次産業化などの取り組みを推進し、農村の活性化を目指します。
- ②人が集まり相談したり共同作業の準備を行ったり、場合によっては短期間の宿泊が可能な、福祉や介護、生涯教育の機能を持ち合わせた施設の整備を図りながら、農村の持続と活性化を目指します。
- ③都市部を中心とする県外から、地域活性化支援員や協力隊員を招き入れ、新たな魅力の発見や新しい風を吹き込んで農村の活性化を目指します。

(7) 森林の適正管理と利活用

- ①自然植生を生かした生態系保全森林、木材生産を主体とする資源循環利用森林、日常的に利活用が容易な生活環境保全森林など、地域資源の特性に応じた森林の確保と整備を図ります。
- ②自然環境の保全や水源かん養、温暖化防止、気候調節などの森林が有する公益的機能に対する理解を広めるため、市民やボランティアの参加を求めながら、森林の保全や利活用に努めます。
- ③森林の持つ水資源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指して、適切な間伐や択伐施業を促進するとともに、伐期を越えた成熟期を迎えた森林については、利活用を促進するとともに、地域の木質バイオマスエネルギー資源として未利用材等の積極的な活用を図ります。

(8) 森林と市民との関わりの創出

- ①森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の確保に資する優れた森林の保全に努めます。
- ②自然公園をはじめとする優れた自然の保全に取り組みながら、特に未来を託する子どもたちが親しめる森を整備するなど、自然を学びリフレッシュする場の創出に努めます。
- ③河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性を再認識するため、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、水源森林の保全に努めます。
- ④里山をはじめ市街地の身近な自然は、自然とのふれ合いの場として、また、都市景観の要素として保全を図ります。
- ⑤伐採跡地が荒廃しないよう適正な再生林を推進し、森林を若替えさせながら、循環する地域資源として大切な森林資源の確保に努め、自然を保護愛護する市民団体や森林愛護少年団などの活動を促進します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	新規就農者数	人				
	2	農用地の利用集積率	%				
	3	認定農業者数	人				
	4	農業法人数	人				
(2)	5	振興作物(野菜)の作付面積					
	6	振興作物(花き)の作付面積					

	7	振興作物（果樹） の作付面積					
	8	肉用繁殖牛 飼養頭数					
	9	乳用牛 飼養頭数					
(3)	10	農業振興地域内 の農用地					
(4)	11	水田整備率		%			
(6)	12	グリーン・ツーリズム 実践者数		人・ 組織			
	13	グリーン・ツーリズム 等による交流人口					
	14	6次産業化により開 発された商品数					

市民の参画

(1) 魅力ある農業と担い手づくり

- *新規就農、定年帰農など農業に挑戦しましょう。
- *農業に対する理解を深めましょう。
- *児童・生徒から高校生・大学生に農村体験を通して農業の魅力を感じてもらいましょう。
- *森林の持つ多面的な公益的機能の大切さや、地域の資源としての森林を見直し、学習する機会として育樹祭などを通じて理解を深めましょう。

(2) 人が喜ぶ農林水産物の生産・販売支援

- *農業の6次産業化や農商工連携による販路拡大に積極的に取り組みましょう。
- *地元産農畜産物、地元木材を積極的に愛用する地産地消に取り組みましょう。
- *地元産農畜産物を活用した料理の工夫と普及に取り組みましょう。
- *農産物直売などを通して農業者と消費者が交流する機会へ参加しましょう。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮の促進（日本型直接支払）

- *地域内の用排水路、特に宅地廻りを重点的に地域の住民が協力して草刈りや泥上げをしましょう。
- *遊休農地や集会所の土地を有効利用して花壇の整備をしましょう。
- *道路の法面の草刈りに参加しましょう。

(4) 農業生産基盤の整備と担い手育成 【新規追加】

- *集落営農組織と市民とのコラボによる収穫祭の実施をしましょう。
- *安全安心な生産物の低価格での直販等への市民、児童の参加等を目指しましょう。

(5) 地域材の利活用の促進 【新規追加】

- *バイオマス産業指定都市構想について森林組合、林業事業者や木材流通業者等はもとより、広く市民等の意見を聞いて計画策定する必要があります。

(6) 農村の総合コミュニティ化 【新規追加】

*農業・農村体験などを起点とした体験型イベントの企画に参加しましょう。

(7) 森林の適正管理と利活用

*森林の地域資源としての活用を図りながら、補助事業を活用し、伐採の後の植栽をし、山を若返らせながら継続的な森林資源循環のまちづくりに積極的に参加しましょう。

(8) 森林と市民との関わりの創出

*森林（里山）に入り、木材を活用し、森の恵みを受ける体験型イベントなどへの取組に参加しましょう。

関連施策

- ・4-1-4 自然の保全と活用施策の充実… (7)、(8)
- ・6-1-2 災害に強いまちづくり… (7)、(8)

1-2 工業**現状と課題**

- ①本市は、北上川流域の製造業が集積したエリアに位置し、また、県都盛岡市と仙台市の間地点で東北のほぼ中央に位置しており、岩手県南から宮城県北の「中東北の拠点」として経済・文化・教育の中心となっています。さらに沿岸部と内陸部をつなぐ結節点でのあり、研究・教育機関や産業支援機関との連携では非常に有利な地の利があることから、これを生かした工業振興施策の展開が求められています。
- ②本市の製造業の特徴は、情報通信機械器具、電気機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業を中心に、食料品、金属製品、汎用機械器具製造業など幅広い業種の企業が操業しており、現在、市内で操業している製造業に分類される企業は274事業所（平成24年工業統計）となっています。
- ③社会経済の環境が激しく変化する中、個々の企業においては、これまでに培ってきた技術やノウハウを活かした経営に加え、時代の環境変化に対応した経営革新が求められます。また、新技術の導入や新分野への展開、既存事業の強化・拡大を行う場合には、新たな設備投資が必要となること多く、負担軽減のための融資制度や補助制度を有効に活用することが求められます。
- ④国内企業を取り巻く状況は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況、原料価格の高騰、消費税率の引き上げに伴う消費の落ち込みなど不安定な経済情勢となっています。また、国内の製造業が、経済のグローバル化による低コスト生産に迫られ、製造工場の海外展開を積極的に進めてきた結果、国内の産業や雇用の空洞化が進み、本市の工業にも大きな影響を与え、特に地場の中小企業には深刻な影響をもたらしています。
- ⑤国内の工場は、マザー工場としての役割が期待されるとともに、今まで以上に高い技術、品質と生産性の向上が求められています。活力ある産業の振興を図るためには、新産業・新事業の創出、育成に

向けて積極的に取り組んでいくことが重要です。県では特に、自動車・半導体・医療関連産業への施策を展開しているところであり、成長性の高い分野での取組が求められるとともに、ものづくりに対する人材育成が急務となっています。

- ⑥地域企業の人材育成については、(公財)岩手県南技術研究センターや独立行政法人国立専門学校機構一関工業高等専門学校等を活用した産学官の連携及び支援体制の充実による技術力の強化が必要であり、本市工業の裾野をより広げるため、地域内企業連携の一層の促進と活動を促すためのさまざまな形での支援が必要となっています。
- ⑦産業力強化による経済活性化を図るためには、多様な社会のニーズに対応できる人材や、新たな産業を創出する創造性豊かな人材などイノベーションの創出を担う高度な人材の育成が求められています。
- ⑧企業立地の際の多様な優遇制度を有するなど、他地域と比較して有利な条件を備えています。このような優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場の情報提供や県との連携による企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により競争力のある産業育成が重要です。
- ⑨本市を中心とした北上高地が国際リニアコライダー(ILC)の国内建設候補地とされていることから、岩手県を始め関係機関と連携を密にし、情報収集する必要があります。また、国際リニアコライダー誘致によって、新たな産業の創出や関連産業の集積が見込まれることから、誘致の動向を見極めながら、工業団地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に行っていくことが必要とされます。

施策の展開

(1) 工業の振興

- ①工業振興計画を策定し、本市における工業の目指すべき方向性を明らかにするとともに、社会動向に即応した施策・事業の展開を図ります。
- ②企業の競争力を強化するため、(公財)岩手県南技術研究センターの活動を支援し、企業の技術力、研究開発力及び品質管理能力の向上を促進します。
- ③高品質化への支援体制を強化するため、(公財)岩手県南技術研究センターの試験・分析機器の充実を支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応等のサポート体制の強化を支援します。

(2) ものづくり人材の確保と育成 【新規追加】

- ①企業と学生・社会人等の交流・情報交換及びマッチング機会のを設けるため、関係機関と連携を図りながら就職ガイダンス・企業説明会や企業情報交換会などを実施します。
- ②技術・技能習得を目指した研修事業に取り組むため、一関高専をはじめ理工系高等教育機関や産業支援機関などと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理や加工技術などの研修を実施し、地域企業の人材育成事業に取り組みます。
また、技能・技術検定による各種資格取得を目指した研修事業を実施することにより高品質・高付加価値なものづくりを支援します。
- ③新入社員等の若手社員のスキルの向上を図るための研修や次世代を担うリーダーを育成するための研修を行います。

(3) 地域内発型産業の振興

- ①産学官の連携を図り、企業間連携や共同研究への取組などによる新製品、新技術の開発及び事業化を支援します。
- ②両磐インダストリアルプラザなど工業関係団体と連携し、地域の企業間の交流を活発にしながら、新たな事業展開や起業に向けた取り組みを支援します。
- ③機能性食品研究会等との連携及び一関市農商工連携推進チームにおける情報収集、情報発信を通じた新たな産業の創出を図ります。

(4) 企業誘致の推進

- ①企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。
- ②就労の場の確保や地域活力の維持、経営基盤の確立を図るため、工業団地や貸し工場の整備、空き工場等の活用など、企業ニーズを的確に捉えた立地環境の整備を進めるとともに、企業立地に対する県等の助成制度の活用を図りながら、企業誘致に積極的に取り組みます。
- ③自動車関連産業の集積の流れや国際リニアコライダー（ILC）の動向などを注視するとともに、交通アクセス等の本市の優位性を生かし、食品関連産業や企業の研究開発部門など、将来を見通した誘致活動を展開します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	(公財)岩手県南技術研究センター試験分析件数					
(2)	2	品質管理検定受験者数及び合格者数					
(3)	3	(公財)岩手県南技術研究センター等との共同研究数					
(4)	4	誘致企業数	社				

市民の参画

(1) 工業の振興

- *地域の工業への理解を深めるため、市内外の展示会等に参加しましょう。
- *工場見学などに出かけましょう。
- *地域企業の製品について理解を深めましょう。

(2) ものづくり人材の確保と育成 【新規追加】

- *市などが行う研修会に積極的に参加しましょう。
- *資格取得のための検定受検に取り組みましょう。

(3) 地域内発型産業の振興

- *産学官イブニング研究交流会へ参加しましょう。
- *自己の発想や工夫を、積極的に発信しましょう。
- *起業者が活動しやすい環境づくりに協力しましょう。

(4) 企業誘致の推進

- *企業が立地しやすい環境づくりに協力しましょう。
- *情報発信及び情報提供に積極的に協力しましょう。
- *産業支援機関や商工関係団体と連携しましょう。

関連施策

- ・ ILC 計画的なまちづくりの推進…(4)

1-3 商業・サービス業

現状と課題

- ①市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報受発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営的な能力を持った人材の育成が必要とされています。
- ②商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗差別化を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービス提供、担い手の育成など、魅力ある店舗づくりを進めることや、地域コミュニティに必要な諸機能が効率的に提供されるような商店街づくりが必要です。
- ③商店街への新規参入や誘導するため、空き店舗への入居支援が必要です。
- ④各地域においても、商店街の賑わいの創出や課題解決に取り組んでいますが、それぞれの地域に密着したきめ細かな商業活動のため、継続的な支援が必要です。
- ⑤本市の商業の状況を見ると、商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向が続いています。これは、人口減少に伴う購買力の低下や長引く景気低迷などが背景にあることと併せ、モータリゼーション（自動車の大衆化）の進展等、日常生活圏の広域化、消費者ニーズの多様化などの要因も重なり、市内内外の大規模小売店舗を利用するという状況が続いています。
- ⑥市内においても、郊外型の大型店等の出店により、各地域に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店の経営は厳しい状況に置かれています。
- ⑦また、販売額の減少に相反して、円安によるコストアップに直結し、経営が厳くなっています。
- ⑧当市の風土を生かした特産品の販路の拡大が必要です。
- ⑨女性や若者などが、多様化する消費者ニーズへ対応する起業がしやすい環境づくりが求められています。

施策の展開

(1) 中小企業の振興

- ①経済を取り巻く環境に素早く対応できるよう、企業の情報受発信力の向上を促進するとともに、事業資金の低利融資、利子補給等を行い、市内中小企業の振興、経営の安定を図ります。

(2) 商店街の活性化

- ①商店街組合等が主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながるイベント開催などの展開により、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。
- ②空き店舗の活用の促進のため、商店街への新規参入を誘導する空き店舗への入居支援を行います。
- ③安全で安心な商店街形成に貢献する商店街街路灯の消費電力削減が可能になる環境に配慮したLED化を推進します。

(3) 活力ある商業の振興

- ①経済を取り巻く環境に素早く対応できるよう、企業の情報受発信力の向上を促進するとともに、

第2回総合計画審議会【資料No.3-2】

事業資金の低利融資、利子補給等を行い、市内中小企業の振興、経営の安定を図ります。

②特産品が育まれた風土や製法等へのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた特産品販売への取組を支援するとともに、新たな特産品の開発を促進します。

③女性や若者などが起業しやすい環境づくりを行います。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	市等制度資金 利用件数					
(2)	2	商店街売り上げ額					
	3	商店街空き店舗率					
	4	LED化率					
(3)	5	大規模物産展等への 出展回数					
	6	新規創業者数					

市民の参画

(1) 中小企業の振興

*

(2) 商店街の活性化

*商店街のイベントに参加するなど、地域の魅力に触れながら活性化を応援しましょう。

*商店街を利用しましょう。

(3) 活力ある商業の振興

*本市の特産品への理解と認識を深め、贈答品などに利用して、特産品の魅力を伝えていきましょう。

*起業者が活動しやすい環境づくりに協力しましょう。

1-4 雇用

現状と課題

- ①雇用情勢は改善傾向にありますが、求人は、正規社員よりも期間雇用、パート、臨時などの短期間のものが多い状況にあります。
- ②また、東日本大震災の復興事業の影響等により建設土木関連産業や、高齢化社会の進展に伴う医療・介護関連産業では人材不足が続くなど、企業経営に大きな影響を及ぼしています。
- ③将来の生活設計が可能となる安定的な雇用を確保するため、正規雇用の拡充に向けた取り組みが課題となっています。
- ④新規高卒就職希望者の地元就職率は、50%前後で推移しており、また、就職後、早期に離職する若者も多く、若者の地元就職と併せ、職業選択のミスマッチ解消や職場定着が課題となっています。
- ⑤地元企業においては、人材確保や職場定着の観点から、魅力ある職場づくりが求められています。
- ⑥さらに、人口減少、少子高齢化社会の進展に伴い、人材不足が深刻化してきており、女性の職場復帰や就業支援が課題となっています。
- ⑦このような状況を踏まえ、国・県の関係機関と連携し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。
- ⑧また、若者のものづくり離れや団塊世代の退職により、人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術・技能の伝承が課題となっています。
- ⑨また、ものづくりの後継者が減少してきており、職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあります。
- ⑩求職者等を対象とした短期訓練では、早期就職を目指し、スキルアップに取り組む求職者のため、事務系や介護系の訓練を実施しています。

施策の展開

(1) 関係機関との連携による就業支援

- ①無料職業紹介所やふるさとハローワークにおいて、求職者の相談・職業紹介を行うほか、中東北就職ガイダンスを開催するなど求職者の早期就業を支援します。
- ②特にも、若者の地元就職及び就業定着を支援するため、ハローワーク一関、ジョブカフェ一関やいちのせき若者サポートステーションなど関係機関と連携し、キャリア教育を支援するほか、高校生や先生方と企業との情報交換会などを開催します。
- ③さらに、新入社員、人材育成担当者等を対象としたセミナーを開催し、就業定着と魅力ある職場づくりを支援します。
- ④また、地元企業に対し、正規雇用の拡大に向けた働きかけを行うとともに、新規高卒者等の人材育成を支援します。
- ⑤職業訓練施設での求職者訓練等により、求職者のスキルアップや就業意識の啓発などを行い、早期就職を支援します。
- ⑥働く女性、働きたい女性のスキルアップを図るため、セミナー等を開催するほか、関係機関と連携

し女性の就業支援に取り組みます。

(2) 勤労者福祉の充実

- ①勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることができるよう勤労者への福利厚生の実施を支援します。
- ②勤労者の生活安定を図るため、生活資金や住宅資金等の各種融資制度を継続するとともに、小規模企業共済制度や中小企業退職金共済制度の普及に努めます。
- ③次世代育成支援対策推進法などの各種制度の活用を事業主に働きかけるとともに、働きやすい労働条件の整備を進めるよう企業等への啓発・情報提供を行います。

(3) 能力開発と人材育成

- ①関係機関との連携により企業ニーズに合った職業訓練事業等を実施し、在職者及び求職者の知識や技術習得を支援するとともに、職業能力開発の促進に努めます。
- ②特に、ものづくりに関する技術・技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。
- ③ビジネスステージに応じた各種研修会等を実施し、企業の人材育成を支援します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	新規高卒者の管内就職率数					
	2	一関公共職業安定所 新規高卒者 自所受求人数					
	3	職業訓練施設における求職者等の訓練修了延べ人数					
(2)	4	勤労青少年ホーム、女性センター、アイドーム、千厩農村勤労福祉センター利用者数					
(3)	5	職業訓練施設における訓練修了延べ人数					

市民の参画

(1) 関係機関との連携による就業支援

- * 地元「一関で働く」ことについての理解を深め、若者の地元就職及び就業定着を応援しましょう。
- * 地域や家庭などにおいて、女性が働きやすい環境づくりに努めましょう。

(2) 勤労者福祉の充実

- * 働きやすい環境づくりの理解を深めましょう。

(3) 能力開発と人材育成

*ものづくり技術・技能の伝承への理解を深めましょう。

1-5 観光

現状と課題

- ①本市の観光入込客数は、各観光地の合計で203万人回に達しています。主な観光資源は、栗駒国定公園、巖美溪、狛鼻溪、夫婦石、室根山、一関温泉郷、みちのくあじさい園、花と泉の公園、館が森高原エリアなどです。主なイベントとしては、一関夏まつり、かわさき夏まつり花火大会、大東大原水かけ祭り、藤沢野焼祭、室根神社特別大祭などが代表的です。このように本市にはそれぞれの地域に特色ある景勝地や行楽地、温泉等の観光地が数多くあるとともに、各地域では四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、全国から観光客が訪れていますが、入込客数は伸び悩んでいます。
- ②観光地や祭り、四季を通じたイベント等の観光資源は、本市を全国に情報発信する上で大変有効な手段であり、地域の活性化を図る上で欠かすことのできない重要な要素の一つです。観光客の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。
- ③より多くの観光客に来訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高めることが必要ですが、観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベント等の開催とともに、市内外の観光資源・施設のネットワーク化を進めていくことが重要です。また、東北有数の観光地である平泉や松島等との連携による観光ルートの開発や特産品、温泉、料理などの本市の特性を生かした魅力ある新たな観光施策の展開を図っていくことも大切です。
- ④中高生の修学旅行を含めた学習旅行などの体験型観光の需要は高まってきています。
- ⑤東日本大震災沿岸被災地における防災教育が注目されてきています。
- ⑥ユネスコ無形文化遺産登録の際に伝統食の例示として取り上げられて以降、一関のもち食文化がマスコミなどに取り上げられることが増えています。
- ⑦観光客の受け入れには、道路・駐車場・案内標識等の交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体との連携強化、観光ボランティアの育成等の受け入れ態勢の整備など「おもてなし」を充実することが求められています。
- ⑧世界遺産「平泉」の関連資産である「骨寺村荘園遺跡」のPRとともに、増加が見込まれる外国人観光客への対応や歴史的価値の理解促進など、国際文化観光の振興が重要です。

施策の展開

(1) 観光資源の発掘及び活用

- ①新たな観光振興計画を策定し、本市の観光施策の具体的な方向を示すとともに、その推進に努めます。
- ②潜在している観光資源を掘り起こし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色ある観光資源と結びつけ、新たな観光ルートを開拓するとともに、PRに努めます。
- ③岩手県南・宮城県北の広域圏をエリアとする観光ネットワークを形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型・回遊型観光の振興を図ります。
- ④滞在型・回遊型観光の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷のPRに努めます。
- ⑤情報照会への対応や観光情報の提供とともに、「一関の物産と観光展」などを通じて、特産品や魅

力ある歴史や風土、優れた景観など、一関ブランドの発信に努めます。

- ⑥一般社団法人一関観光協会の観光案内所を本市の観光情報サービスの総合窓口として位置づけるとともに、観光案内機能の充実により観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。

(2) 体験型観光の振興

- ①ユネスコ無形文化遺産「和食」の中で伝統食文化として紹介された一関地方のもち食文化を生かしたイベント、体験型観光の構築を図ります。
- ②ニューツーリズム協議会と連携した体験型観光の充実と世界遺産「平泉」や沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。

(3) 受け入れ態勢の整備

- ①市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識の醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受け入れ態勢の充実に努めます。
- ②わかりやすい観光案内板の設置により、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘客に努めます。
- ③観光客の円滑な移動手段の確保のため、公共交通機関との連携を図ります。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- ①世界遺産活用推進委員会と連携し、骨寺村荘園遺跡を活用した周遊型・滞在型観光を推進します。
- ②骨寺村荘園遺跡の魅力を発信し受け入れ態勢の充実に努めます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	観光客入込客数	万人・回／年				
	2	観光宿泊者数	万人・回／年				
	3	一関温泉郷入込客数	万人・回／年				
(2)	4	観光ボランティア養成講座受講者数					

市民の参画

(1) 観光資源の発掘及び活用

- *郷土料理や伝統芸能などの継承を図りましょう。
- *観光地周辺の美化に協力しましょう。

(2) 体験型観光の振興

- *新たな体験型観光の提案やプログラムづくりに参画しましょう。

(3) 受け入れ態勢の整備

- *地元を案内する観光ボランティアに参画しましょう。
- *一人ひとりが観光PRに努めましょう。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- *骨寺村荘園遺跡への理解を深めPRに努めましょう。

基本計画 2. みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流・国際交流

現状と課題

- ①本市の姉妹都市は、福島県三春町、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は和歌山県田辺市、埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市であり、市民交流が継続的に行われています。これらの交流を全市域に広がりを持たせながら、双方の経済交流に結びつくような市民交流の促進に努める必要があります。
- ②また、今後さらなる国際交流と多文化共生の推進に向けて、市内国際交流団体等が連携して取り組むための仕組みづくりを検討する必要があります。
- ③本市の平成26年10月末現在の外国人の人口比率は、0.6%となっており、国籍では、中国、フィリピン、韓国・朝鮮が多くを占めています。外国人の人口比率は、平成17年末の0.86%に比べると減少しています。日本に長期間居住する外国人の増加を受け、多文化共生社会の実現が求められていますが、文化の違いや言葉の障害などでコミュニケーションがうまくいかないなど、学校教育、市民生活、災害時の対応等、顕在化していないものも含めて課題があります。
- ④現在、各地域の国際交流団体等で日本語教師養成講座や日本語教室等、在住外国人の支援事業を実施しており、これらの事業を通じて交流が行われています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、市民の活動を支援し啓発に努めることが必要です。
- ⑤加えて、ILCの誘致実現後の外国人研究者とその家族の受け入れ等への対応についても、国際交流団体が補完的な役割を果たせるよう支援しながら、市民と在住外国人がともに安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

施策の展開

(1) 多様な交流活動の推進

- ①姉妹都市、友好都市については、その意義と役割を大切にしながら双方の市民交流の促進と拡大に努めます。(災害時の相互応援など「絆」を強くします。)
- ②国際交流を目的とする各種団体や学校等の国際交流活動を支援し、市民による国際交流を促進します。
- ③市民を対象とした国際理解を深める講座を開設している団体への支援を図りながら、お互いの文化の違いを認め合い、理解を深めるための啓発を行います。
- ④小学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに、社会教育事業を通じて子供たちの国際理解を深めます。
- ⑤留学生等のホームステイ等による受け入れ態勢の整備や留学生等と市民との交流機会の拡充を図ります。
- ⑥国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取り組みを促進します。
- ⑦国際交流団体等の連携組織の仕組みづくりを検討します。

⑧国際交流事業に関する事業情報について、総合的に発信する仕組みづくりを検討します。

(2) 在住外国人に優しいまちづくり

- ①国際交流団体等への支援を図りながら、在住外国人に日本語を指導できる人材育成のための講座や、市民と在住外国人との交流の場を提供することにより、市民と在住外国人とがともに安心して暮らせる環境の整備に努めます。
- ②市内で生活する在住外国人に対応するため、案内板の外国語表記やどの国の人でも理解できる「やさしい日本語」による情報提供の充実を図るなど、在住外国人が安全安心な生活ができる環境整備に努めます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	姉妹都市、友好都市等の交流回数					
	2	国際交流団体数					
	3	国際交流団体の連携組織数					
(2)	4	日本語教室の開催回数					

市民の参画

(1) 多様な交流活動の推進

- *国内外の交流活動に積極的に参加し、活動内容を広く情報発信しましょう。
- *留学生等のためのホームステイ受け入れに協力しましょう。
- *ホームステイファミリーやホームステイ経験者は体験談を広く市民に伝えましょう。

(2) 在住外国人に優しいまちづくり

- *市民と在住外国人との交流活動に参加・協力しましょう。
- *日本語学習の機会を広めるため、日本語教師養成講座等に積極的に参加しましょう。
- *自ら、外国語を習得する講座に参加しましょう。

2-2 道路

現状と課題

- ①本市は、1,256.42 ㎥と県下第2位の面積を有しており、高速道路をはじめ、国道（7路線）、主要地方道（9路線）、一般県道（30路線）などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。
- ②国道4号は、朝夕の交通渋滞が慢性化しており、交通事故対策事業等による早期完了が課題となっているほか、国道4号を補完し災害時の渋滞緩和を図る新たな南北の幹線道路の整備も課題となっています。
- ③東日本大震災における沿岸被災地への支援活動及び災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道284号や343号、さらに、本市から宮城県へ通じる国道342号、456号、457号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など大型車両の通行に支障のない道路の早期整備が課題となっています。
- ④広域的な幹線道路網や高速交通へアクセスする道路と、地域に密着し市民生活にとって関わりの深い生活道路網の整備は、市民の利便性の向上を図るため、今後とも継続して各地域において推進する必要があります。
- ⑤歩行者の安全確保のための歩道の整備や防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置など交通安全施設の整備、さらに、高齢者対策として歩道のバリアフリー化などを推進していく必要があります。
- ⑥これまでに建設した道路施設の老朽化が進行する中、市民の安全・安心と快適な道路環境を維持する必要があります。
- ⑦また、良好な道路環境を維持管理していくため、地域住民の協力を得ながら協働で取り組んでいくことが必要です。

施策の展開

（1）広域ネットワークの充実

- ①東北縦貫自動車道、三陸沿岸道路、みやぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。
- ②市内の拠点地区を結ぶ国道、主要地方道、一般県道の利便性・快適性を図ります。
- ③国道4号は、高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完了、高梨交差点以南の交通事故対策事業区間の拡大、大槻交差点から平泉バイパス南口交差点までの渋滞解消を図る早期拡幅整備などを関係機関に働きかけます。
- ④国道284号は、室根バイパスの早期完成、石法華地区の早期整備などを関係機関に働きかけます。
- ⑤国道342号は、白崖地区の早期完成、白崖地区から宮城県境までの早期整備、大槻交差点から一関東工業団地を経て、金沢地区までのルート変更などを関係機関に働きかけます。
- ⑥国道343号は、新笹ノ田トンネルの早期事業化、市道大原渋民線の国道昇格及び整備などを関係機関に働きかけます。
- ⑦国道456号は、大東・千厩・藤沢地域における改良整備などを関係機関に働きかけます。
- ⑧国道457号は、一関市萩荘地区における道路改築などを関係機関に働きかけます。
- ⑨県道は、主要地方道一関北上線（新柵の瀬橋の整備促進等）、一関大東線（東山町柴宿から大東町

摺沢までの抜本的な改良整備等)、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進のほか、一般県道の整備促進、国道4号を補完する西側ルート of 整備などを関係機関に働きかけます。

⑩一関・気仙沼間の地域高規格道路の早期実現を関係機関に働きかけます。

(2) 市内ネットワークの拡充

- ①市道や都市計画道路については、地域間の交流や公的施設へのアクセス、市街地の安全で円滑な交通の確保を考慮しながら、計画的、体系的な整備を進めます。
- ②市内の地域間を結ぶ道路網については、国県道を補完し、市民生活の利便性の維持・向上を図るよう、交通量や緊急度、道路網としての位置づけ等総合的に検討し、効果的・効率的な整備に努めます。
- ③地域に密着し市民生活にとって最も関わりの深い生活道路としての市道については、より市民の利便性の向上と安全を確保する整備に努めます。

(3) 安全・安心・快適な道路環境づくり

- ①交通量の多い幹線道路について、歩行者や自転車、車いす利用者の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消、勾配緩和等を進めるとともに、生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。
- ②県と連携しながら、きめ細かな除雪に努めるとともに、道路や道路側溝の損傷箇所を迅速に把握し、補修するなど、事故等の発生防止に努め、道路施設の点検、維持、更新により長寿命化を図ります。
- ③誰からも見やすくわかりやすい交通案内標識の設置や施設等への誘導案内表示の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(2)	1	市道改良率(全路線)					
	2	市道改良率(幹線市道)					
	3	市道舗装率(全路線)					
	4	市道舗装率(幹線市道)					
(3)	5	歩道設置済市道延長	km				

市民の参画

(1) 広域ネットワークの充実

*広域的な幹線道路の整備促進を要請する活動に協力しましょう。

(2) 市内ネットワークの拡充

*道路の新設や拡幅に当たっては、道路整備の計画づくり、用地協力や工事に協力しましょう。

(3) 安全・安心・快適な道路環境づくり

*冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。

*道路の草刈やごみ拾い、側溝清掃など身近な道路の維持管理について、地域住民の参加で取り組みを進めましょう。

関連施策

- ・5-8-2 交通安全対策の推進… (3)

2-3 公共交通

現状と課題

- ①広域的な活動、経済交流を活発化させるため、鉄道や高速バスによる広域的な高速交通の利便性を高める必要があります。
- ②世界遺産登録となった「平泉」をはじめ各地の観光地を訪れる観光客に対応するため、首都圏とのアクセス向上、速達化を図るなど更なる一ノ関駅の拠点性の向上が求められています。
- ③路線バスは、住民の生活の足を確保するために、国や県と共に民間運行事業者への補助金を交付や市が独自にバス事業を展開してきましたが、年々利用者は減少傾向にあり、それに伴い行政の財政負担は増加傾向にあります。
- ④路線バスの利用促進と運行の効率化による持続可能な運行形態を確立する必要があります。
- ⑤高齢化社会を迎えている今日、自宅からバス停までの移動が困難な高齢者がいるなど、従来の路線バスでは対応できない状況もあり、地域の実情に合った運行方式を選択して運行する必要があります。

施策の展開

(1) 公共交通機関の充実

- ①広域的な活動、経済交流を促進する高速交通の充実と一ノ関駅の交通結節点としての機能充実を図りながら、公共交通の充実による鉄道・バスの利便性向上を目指します。

(2) 生活交通の維持確保

- ①JR、民間路線バス、市営バス等の役割分担と、各交通機関との乗り継ぎの利便性を高めるなど、公共交通ネットワーク網の維持確保を目指します。
- ②市民の「生活の足」を確保していくため、地域（市民等）、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協働して公共交通を守り育てる体制を整えます。
- ③通院、通学、買い物など利用目的に配慮したダイヤ編成やルート設定、フリー乗降区間の設定など、利便性の向上によるバスの利用促進を図ります。
- ④人口密集地にはコンパクトな路線運営を、人口希薄地域には低コストでの利便性を確保するなど、地域の実情に合った合理的な運行方式を導入して参ります。
- ⑤バス利用者の減少と財政負担の増加の現状を踏まえ、利用促進に努めながら、かつ、需要に応じた合理的な運行を行い、財政負担の増加を抑えます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	一ノ関駅乗車数（1日当たりの乗車数）					
(2)	2	平均乗車密度					
	3	年間利用者数					

	4	花泉駅、摺沢駅、千 厩駅乗車数（1日当 たりの乗車数）					
--	---	-----------------------------------	--	--	--	--	--

市民の参画

（1）公共交通機関の充実

*鉄道やバスなど公共交通機関を積極的に利用しましょう。

（2）生活交通の維持確保

*自家用自動車の利用を減らすなどして、環境にやさしい公共交通の利用に努めましょう。

2-4 地域情報化

現状と課題

- ①少子高齢化が進み、社会構造が変化する中で、都市部と格差のない情報通信基盤を整備することは、持続可能な地域社会の実現に向けて重要です。
- ②固定系超高速ブロードバンドサービス利用率は35%に留まっている（平成26年1月14日現在）ことから、今後は利用率を向上させ、ICT（情報通信技術）を有効活用することが必要です。
- ③コミュニティFM利用実態調査を平成26年度に行いましたが、放送を聞いていると回答した世帯が54%と半数をやや超えた程度です。

施策の展開

（1）情報通信基盤の整備と活用

- ①公衆無線LANを整備するなど、ICT（情報通信技術）の利用促進に取り組みます。
- ②地上デジタルテレビ放送の受信対策に取り組みます。
- ③固定系超高速ブロードバンドサービス利用率向上を目指します。

（2）情報の発信と提供

- ①コミュニティFM放送を活用し、地域に密着した身近な情報提供や緊急時、災害時の情報伝達を行います。
- ②マイナンバー制度によるマイポータルを活用した行政情報の提供に取り組みます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	2	コミュニティFM番組を聞いている世帯（全世帯に対する）	%				
(2)	1	マイポータルの活用	件				

市民の参画

（1）情報通信基盤の整備と活用

（2）情報の発信と提供

- ・5-6-2 6-1-2 災害に強いまちづくり…(2)

2-5 地域づくり活動

現状と課題

- ①市民や各団体が進める多様な活動を支援するため、平成25年4月に市街地活性化センター「なのはなプラザ」に”いちのせき市民活動センター”を設置し、市民活動団体からの相談受付や情報発信、市民活動講座の開催などを実施しています。
- ②平成27年4月からスタートした市民センターは、地域の生涯学習と地域づくりの拠点として位置付けており、さらなる地域との連携のもと、各地域の特性を生かした地域づくりが期待されます。
- ③また、いちのせき元気な地域づくり事業や地域おこし事業の実施により、地域の住民や各種団体が地域づくりに主体的に関わる機運が醸成されてきております。
- ④こうした状況を踏まえ、住民や各種団体等が、さらに活動しやすい環境を整えるとともに必要な支援を行い、市民憲章の実現を図る必要があります。
- ⑤人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化の問題が考えられます。結婚数の減少は、人口減少につながるものであり、人口減少を少しでも緩やかにし、地域の活性化を図る取り組みの一つとして結婚活動支援が求められています。
- ⑥イベントの参加状況や、結婚活動に対する個人の意識など、限られた範囲での事業実施には限界があるため、広域的な事業展開が求められています。
- ⑦当市の人口減少や少子高齢化は、依然として進行しており、今や国を挙げて取り組む問題となっています。
- ⑧様々な移住定住施策を展開し、ある程度の実績をあげることができました。
- ⑨今後は、移住者への支援の仕組みは各市町村とも横並びの状態になることが想定されます。
- ⑩したがって、当市の魅力を生かした、当市にしかないもののアピール、移住してきてほしいターゲットの絞り込みなどについて、市民の参画をいただきながら取り組まなくてはなりません。

施策の展開

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

- ①市民憲章の精神を生かした活動の展開に向けて、市民憲章の普及啓発に努めます。
- ②地域住民や各種団体の地域づくり活動への参加を促進します。

(2) 地域づくり活動の支援

- ①自治会、NPO、地域協働体等の活動を支援するとともに、各団体相互の連携促進を図り、市民主体のまちづくりを目指します。
- ②地域の住民や各種団体が、積極的に地域づくり活動に参加できるように、地域おこしの意識啓発と支援策を実施します。

(3) 移住・定住の促進

- ①地域行事や地域活動への参加や自己啓発のための交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの

場を地域・市全体で作り上げていく環境づくりに努めます。

- ②結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する独身男女の後押しやサポートに努めます。
- ③移住・定住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、本市で実施している施策など本市の魅力の積極的な情報発信に努めます。
- ④移住・定住者を支援する各種行政サービスの充実を行い、移住・定住を促進します。
- ⑤地域住民の移住・定住に対する理解を深め、地域住民と行政の協働による受入環境づくりを進めます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	地域づくり団体数	団体				
(2)	2	地域おこし事業実施団体数	団体				
(3)	3	移住者実績					

市民の参画

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

*市民憲章の精神を実践する活動に取り組みましょう。

*一人ひとりが地域づくりの当事者として、地域づくり活動に参加しましょう。

(2) 地域づくり活動の育成支援と活動支援

*地域づくり活動に取り組みましょう。

(3) 移住・定住の促進

*移住者の受入環境整備のため、行政と地域住民等との協働で受入組織を立ち上げます。

関連施策

- ・1-1-1 魅力ある農業と担い手づくり…(3)
- ・2-6-1 コミュニティ意識の向上…(1)
- ・2-6-2 コミュニティ活動の充実…(1)、(2)
- ・5-1 医療…(3)

2-6 地域コミュニティ

現状と課題

- ①現代社会においては、少子高齢化と核家族化が進行しており、福祉、安全などが地域課題として挙げられています。これらの地域課題に対し、地域コミュニティによる対応が期待されていますが、基盤となる自治会等においても構成員の高齢化や人材不足、役員のなり手がいないなど、それに対する対応が必要となっています。
- ②このような状況の中、地域課題を共有しその解決を図るための地域コミュニティの自主的な連携組織として、地域協働体の組織化が進んできていますが、活力ある地域コミュニティを実現するため、住民一人ひとりが地域づくりの当事者として、主体的に参画する意識の向上を図りながら、地域の連携をより深めていく必要があります。
- ③住みよいまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの基盤となる自治会等の果たす役割がより重要となってきております。
- ④しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、地域社会の環境の変化は、構成員の高齢化や人員不足、後継者不足、活動の低迷など自治会運営にも影響を与えている現状にあります。
- ⑤今後、地域コミュニティ活動を活性化するためには、地域コミュニティの基盤である自治会等の組織の強化充実を図るとともに、地域コミュニティの連携組織である地域協働体などによる地域協働の取り組みが重要になっております。

施策の展開

(1) コミュニティ意識の向上

- ①市民一人ひとりが地域づくりの当事者として、地域課題など自らの地域の状況を認識し、その解決に向けた取り組みに参画するなど、地域コミュニティ意識の向上とともに、地域の連携の強化を図ります。

(2) コミュニティ活動の充実

- ①地域コミュニティの基盤である自治会等の活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所等の整備を支援します。
- ②地域協働体が取り組む自主的な地域づくり活動を支援します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	市民センター管轄区域数に対する地域協働体の設立数	団体				
(2)	2	自治会等登録団体に占める事業実施団体	%				

		の割合 (%)					
--	--	---------	--	--	--	--	--

市民の参画

(1) コミュニティ意識の向上

*地域のことを知り学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。

*あいさつ運動を実践しながら、地域のコミュニティ意識を高めましょう。

(2) コミュニティ活動の充実

*地域の自治会活動や地域づくり活動に参加しましょう。

*コミュニティ組織相互の交流と連携を深め、まちづくりの輪を広げていきましょう。

基本計画 3. 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

3-1 子育て

現状と課題

- ①少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、育児や出産に対して身近な親族等の協力が得られにくくなっています。
- ②また、少子高齢化が進むなか、妊娠・出産・育児について総合的な情報提供及び活動・相談できる子育て支援の拠点となる施設や環境が必要です。
- ③妊娠・出産に関する正しい知識の普及や健康面のサポート、周辺環境や情報面のサポートが必要です。
- ④近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育てに関する知識や技能が乏しいまま親になることにより、子育て中の不安やストレスを抱えるようになっていきます。子どもの育ちとともに親自身の成長を促すことができる身近で気軽に利用できる相談窓口を設置し、子育て支援と併せて親支援を行い、子育てが楽しく感じられるような支援を図る必要があります。
- ⑤地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、教育・保育施設において地域行事への積極的な参加、文化伝承活動を取り入れながら、地域ぐるみの子育てに関する意識の啓発が必要になります。
- ⑥就学前児童に対する学校教育・保育サービスに引き続き、就学後も途切れることなく保護者の就労等で昼間・放課後等において家庭に保護者のいない児童に対し、子どもたちの安心・安全な居場所を提供する必要があります。
- ⑦幼児期の学校教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い学校教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、学校教育・保育の一体的運営の推進を図る必要があります。
- ⑧女性の社会進出の増加とともに働き方も多様化しており、学校教育・保育や子育て施策に対するニーズも多種多様化し、それに応えられるサービスや提供体制が求められています。こうした、必要とする支援に的確に応えることにより、安心して働くことができる環境が実現し、地域の活性化につながるとともに、人口減少の歯止めにもつながることから、広く意見・要望を取り入れながらの子育て支援が必要となります。

施策の展開

(1) 育児支援の充実と環境づくり

- ①妊娠、出産、子育てにかかる相談・支援の強化を図り、母子保健事業の充実や、子育てをする親の悩みを気軽に相談できる窓口の確保と体制の確立を図り安心して子どもを産み育てる環境づくりを目指します。
- ②母子保健事業の充実として、妊婦健康診査、乳幼児健康診査や各教室、家庭訪問を通じ、健全な子どもの成長発達と子育ての相談支援を行います。

- ③また、育児に対する負担感が大きい産後間もない産婦を対象に、産後サポーター、育児支援サポーターを派遣し 後の体力回復・育児の不安軽減を図り、精神的身体的に安定した状態で子育てできるようにサポートをします。
- ④子育て支援の相談窓口を一本化するとともに拡大し、ワンストップサービスを目指します。
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など切れ目のない支援により、子育てに対する不安解消に努めます。
- ⑥ファミリー・サポート・センターの会員登録者の増を目指します。
- ⑦医療費の助成や全ての階層における保育料の軽減など、子育て世代の保護者の経済的な負担を軽減し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援を行います。

(2) 保育環境及び幼児教育の充実

- ①公立幼稚園、私立幼稚園とも地域におけるニーズを適確に捉えたうえで地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を踏まえ、地域の理解を十分得たうえで、可能な地区から順次整備を行うこととし、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。
- ②延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育、病後児保育など、さまざまな保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。
- ③事業所における育児・介護休業制度、子どもの看護のための休暇制度の普及と活用しやすい職場環境づくりの促進のため、事業所への周知・啓発に努めます。

(3) 児童育成支援の環境整備

- ①子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、市民の子育てへの理解を深め、地域での子育て支援力の向上に努めます。
- ②地域のニーズを的確に捉え放課後児童クラブの設置の促進を図るとともに、事業運営を行う団体などに必要な財政支援等を行います。また、放課後子ども教室との連携などにより、地域との交流を図ります。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	妊婦一般健康診査受診者数					
	2	乳幼児健康診査受診者数					
	3	利用者支援窓口数					
	4	ファミリー・サポート・センターの会員数					
(2)	5	放課後児童クラブ設置数					
(3)	6	認定こども園への移行数					
	7	特別保育事業の実施状況					

市民の参画

(1) 育児支援の充実と環境づくり

- *子育ての不安を解消するため、乳幼児健診や子育て相談を積極的に活用しましょう。
- *地域で子育てを支援するボランティア活動に参加しましょう。

(2) 幼児教育及び保育環境の充実

- *教育・保育活動の場に参加し、子育て支援についての理解を深めましょう。

(3) 児童育成支援の環境整備

- *地域で子育てを支えるよう、異世代交流を積極的に図りましょう。

3-2 義務教育・高等教育等

現状と課題

- ①確かな学力を育むため、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導や体験的・問題解決的な活動の充実を図っているほか、自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成や豊かな人間性を育むための心の教育に力を注いでいます。
- ②未来に向かって力強くはばたく力、基礎学力の向上、社会への適応能力、自己の可能性の実現など、様々な能力の養成を更に充実させ、語学力を含めた国際感覚、コンピュータ等による情報教育の更なる推進が求められています。
- ③子どもたちを取り巻く環境については、不登校や児童虐待などが見受けられ、学校と家庭、地域社会との連携を、より緊密にしながら取り組みを進めていくことが求められています。
- ④そのため、地域との連携をもとにした開かれた柔軟な学校運営を進め、地域ぐるみでたくましく元気な子どもの育成に向けた活動を展開していくことが重要です。
- ⑤また、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、登下校時の安全確保が求められています。
- ⑥児童・生徒数の推移を踏まえ、より良い教育環境の確保に向け学校規模の適正化に努めてきました。今後も地域の合意形成を図りながら推進していきます。
- ⑦施設整備にあたっては、校舎等の老朽化や学校統合等の状況に対応した計画的な整備に努めています。
- ⑧老朽校舎等の計画的な改修、耐震化、施設のバリアフリー化への対応により、安全な学校施設の更なる整備充実が求められます。
- ⑨高等学校、高等教育機関は、地域の産業・経済・教育・福祉・文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。
- ⑩高等教育機関等が地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくためには、地域にある自然や施設、人材などの教育資源を有効に活用する一方で、研究成果や情報などの知的資源の地域への還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関がお互いに支え合う関係を構築していく必要があります。
- ⑪時代に合わせた個性と創造力あふれる人材の育成に向けた施策の展開など、特色のある取り組みが求められています。
- ⑫高等教育機関等を取り巻く環境は、急速に進む少子化などにより大きく変化していますが、4年制大学の実現やモノづくりの技能を習得できる高等教育機関の充実が期待されています。

施策の展開

(1) 教育内容の充実

- ①子どもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな人間性を培うとともに、国際理解や郷土理解の学習など、新しい時代を生き抜くことのできる総合的な人づくり教育を目指します。
- ②そのためには各校の創意工夫のもと、特色ある教育を推進し、児童生徒の基礎学力を育むために、学習指導方法の改善に取り組むとともに、一人ひとりの心に働きかける生き方指導の充実を図ります。

- ③学力検査を通して児童生徒の実態を把握するとともに、基礎学力の向上に向けた指導の充実を図ります。
- ④自立した社会人となるために必要な基礎力や集団生活上の規律を児童生徒に確実に習得させるとともに、正しい倫理観を醸成する教育の充実を図ります。
- ⑤豊かな心を育む道德教育と学級活動や学校行事などの特別活動を充実するとともに、学校生活を豊かにするための体育・文化活動を推進します。
- ⑥地域の歴史・文化や市出身の人物などを題材とした教育により、地域への関心と郷土に誇りを持つ心を育て、豊かな人間性を持つ自立した人格形成を図る教育を推進します。
- ⑦個別指導、少人数指導、ティーム・ティーチングなど、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた指導を行うとともに、ことばの力を育てる教育に配慮しながら、学校図書の充実とコンピュータの活用等により、多様な学習を展開します。
- ⑧コンピュータ整備や教員研修による情報教育の充実を図ります。
- ⑨次代を担う子どもたちの国際性を養うため、小学校外国語活動や外国語教育の充実など国際的なコミュニケーション能力の養成を図ります。また、情報を主体的に処理し活用できる資質の向上を図るとともに、科学に親しめる環境づくりに努めます。
- ⑩健康教育を推進するとともに、学校環境衛生の改善・充実に努め、児童生徒及び教職員の健康保持増進を図ります。また、生活習慣形成を重視し、生涯の食習慣と健康な体力づくりにつながる食育を進めます。
- ⑪環境問題への理解を深め、環境を守る実践力を育てる環境教育を推進します。
- ⑫障がいのある児童生徒に対する教職員の理解を促進し、組織的な支援体制の整備に取り組むとともに、一人ひとりの可能性を引き出す特別支援教育の充実を図ります。
- ⑬ことばの発音や話し方について、幼児のための言語指導を実施するとともに、不安や悩みを持つ保護者の相談体制の充実を図ります。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- ①安全な教育環境の確保と併せ、子どもたちの「生きる力」を育み、社会経験を生かした実践教育を進めるなど、家庭、学校、地域、行政が一体となって、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを目指します。
- ②いじめや非行など生徒指導上の諸課題に対応するため、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、子どもたちの教育環境を取り巻く課題を把握し、家庭や地域、関係機関との連携を推進します。
- ③保護者や地域住民との連携を強化し、地域や学校の特性、実情等を踏まえた教育内容の充実に努めます。
- ④児童生徒が安心して教育を受けられるよう、家庭や地域、関係団体が連携し、学校の安全管理に取り組めます。
- ⑤自ら考える力を育て、問題解決能力と自己の生き方を考える心を養えるよう、地域の社会人を授業の協力者として活用しながら総合的な学習を推進するとともに、生徒の職業観、勤労観を育成するため、発育段階に応じたキャリア教育に取り組み、地域の教育力を活用する職場体験学習を実施します。
- ⑥福祉施設の訪問や高齢者との交流、地域の清掃などの体験により、ボランティア・福祉の心を培う

教育を実践します。

- ⑦安心で安全な地場産品を積極的に活用するなど、地域への理解を深める食育として地産地消の取り組みを進めます。
- ⑧学校評議員制度等の活用により、開かれた学校づくりを一層推進し、学校運営の充実に努めます。
- ⑨望ましい教育のあり方の創造に向け、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育機関相互の連携強化を促進します。

(3) 教育環境の整備充実

- ①学校規模の適正化と安全な通学環境の確保を図り、学校施設や教育設備備品の充実など、次代を担う子どもたちを育むための良好な教育環境の整備を進めます。
- ②そのためには、児童生徒が良好な環境の中で学習することができるよう、校舎や屋内運動場等の耐震補強や改修事業を実施し、学校施設の安全安心の確保を図ります。
- ③ユニバーサルデザインや施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- ④望ましい教育環境のあり方を考慮した上で地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合等により規模の適正化に努めます。
- ⑤情報教育機器等を整備し、高度情報化社会に対応した教育を推進します。
- ⑥完全給食を効率的に提供していくため、学校給食センターの整備を進め、調理業務の民間委託など効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な給食の提供に努めます。
- ⑦遠距離通学児童生徒の通学手段確保のためスクールバスを運行するとともに、老朽化したスクールバスの計画的な更新を図ります。
- ⑧体育・文化等の活動において、優れた成績を収めた市内の学校に在学する児童・生徒・学生を顕彰し、意欲の向上を図ります。

(4) 高等教育機関等の充実

- ①将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等における教育環境や教育内容の充実を支援するとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取り組みを目指します。
- ②国際化、高度情報化などの新しい時代に即応できるよう、高等教育機関等の教育内容の充実を働きかけます。
- ③高等教育機関が有する専門的な知識、技術を地域社会に生かすため、学校の公開講座等の開催を促進します。
- ④産業の活性化に向けた産学連携の取り組みをはじめ、生涯学習や地域活性化など、様々な分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。
- ⑤高等教育機関等が取り組むインターンシップなどの実践教育やシンポジウムなどの研究活動の啓発を図り、有為な人材の育成を地域ぐるみで行う環境づくりを促進するとともに、高等教育機関等の充実強化を支援します。
- ⑥高等教育機関の充実を図るため、独立行政法人一関工業高等専門学校専攻科の充実に向け要望を行います。
- ⑦ものづくりの技能を習得することができる高等教育機関等の充実に努めます。

- ⑧奨学金制度の充実を図り、経済的理由により修学が困難な学生に対して学業が継続できるよう支援します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(2)	1	小中学校屋内運動場の耐震化率					
(3)	2	小中学校屋内運動場の耐震化率					

市民の参画

(1) 教育内容の充実

- *授業に集中できる子どもたちの育成を図るため、家庭では、生活時間や食事など、規則的な日常生活習慣を身につけさせましょう。
- *あいさつ運動の実践に参加しましょう。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- *家庭や地域、学校の連携を深め、いじめや非行などの問題を未然に防ぎましょう。
- *地域住民の豊富な社会経験を活かし、地域の中で子育てに参画しましょう。

(3) 教育環境の整備充実

- *良好な教育環境を維持していくため、環境整備活動、図書ボランティア、集団登校訓練などの支援活動に参加しましょう。

(4) 高等教育機関等の充実

- *高等教育機関が実施する公開講座などに参加し交流を深めましょう。

3-3 青少年の健全育成

現状と課題

- ①青少年の価値観は多様化しており、個人主義的な価値感が広まり個人志向が強くなっていることから、周りとの協調性に欠けることが指摘されています。
- ②インターネットや携帯電話の普及により、簡単に情報が入手でき、他者との関わりが薄れ、コミュニケーション能力が育まれない状況にあります。
- ③核家族化や少子化、情報化が進行する中で、生活体験、社会体験が不足したり、家庭、学校、地域内におけるコミュニケーションが不足したりしています。
- ④家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年が社会の一員として活躍できるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- ⑤地域においては、心豊かで地域・社会に貢献できる青少年を育てていくため、青少年を含めた世代間交流を行うなど、地域全体で青少年を健全育成する意識を持たせる取り組みを行うことが必要です。

施策の展開

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

- ①青少年健全育成を目指し、核家族化や少子化、生活様式の変化など、社会情勢の変化に伴い生じる青少年問題を的確に捉え、家庭・学校・地域・行政及び青少年関係団体が一体となって青少年健全育成を推進します。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

- ①青少年が地域の一員として自主性や社会性を持って、その個性や能力を発揮することができるよう、学校と協力しながら青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ②青少年がリーダーシップを磨く研修の実施や派遣など、地域青少年活動の中核を担う人材の育成を図ります。
- ③地域や青少年活動団体等との協働により、一体となって青少年の自立を促し、「生きる力」を育むため、自然体験、生活体験等のさまざまな体験活動の機会の提供に努めるとともに、地域の歴史や文化を深め、豊かな情操の育成と伝統を継承する機会の提供に努めます。

主な指標

指標項目	指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(2) 1 少年事業参加人数						

市民の参画

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

*青少年の健全育成に取り組む各種ボランティアに参加しましょう。

*幼少期から地域行事に楽しく参加できる機会をつくりましょう。

*世代を越えた交流などを通し、地域で子どもの見守りに取り組みましょう。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

*青少年が地域活動に参加する機会を広げましょう。

*日常のあいさつや問題行動に対する忠告など、青少年への声かけを行いましょ。

3-4 生涯学習

現状と課題

- ①市民センターでは、市民に広く開放された各種学習講座が提供され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。そのため、市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。
- ②また、講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会における諸課題に対応するため、社会共通の課題に取り組むことも必要です。少子高齢化と人口減少や住民意識の多様化などにより、基礎的コミュニティの弱体化が生じているなど地域を取り巻く現状を把握、分析し、緊急性や重要性を考慮しながら、取り組むべき課題を絞り込み、地域で共有するとともに、課題を解決するための活動に取り組む人材を育成することが重要です。
- ③平成27年4月から、公民館は市民センターとなりましたが、市民センターへの移行は、これまでの地域の生涯学習の拠点としての公民館の機能に地域づくりの拠点としての機能を加えることで、生涯学習に係る学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を活かした地域づくりを進めていくものです。地域課題の解決のための人材の育成はこれまで以上に求められています。
- ④また、市民センターは、地域による指定管理ができる施設です。社会教育事業は指定管理者となる地域協働体が担うこととなった場合、研修等により知識や技術の向上を図る必要があります。
- ⑤生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し、参加することです。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し、市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが必要です。また、生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが望まれています。
- ⑥市民センターでは、これまでの地域の生涯学習の拠点としての公民館の機能に地域づくりの拠点としての機能を加えることで、生涯学習に係る学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を活かした地域づくりを進めていくものです。地域課題の解決のための人材の育成はこれまで以上に求められています。
- ⑦花泉図書館や一関図書館を整備し、ハード面での整備が進みました。資料も計画的に収集し、県内外の図書館から資料の提供を依頼される図書館へと変貌を遂げています。
- ⑧また、市内には8つの図書館があり、それぞれが独立し、地域の特色を生かした資料収集や図書館サービスを提供しています。こうした運営は全国的にも例がなく、一関市の魅力の一つとなっています。
- ⑨生涯学習の拠点として、引き続き市民の読書や学習、研究等の多様なニーズに応えるためには、資料の充実や提供、専門職員の充実とともに、市民みんなで図書館をサポートする仕組みづくりが求められています。

施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実

- ①子ども、保護者、学校、地域、行政の連携により生涯各時期に応じた学習事業の推進を図ります。

- ②市民センターは、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体、市民センター間とのさらなる連携を図りながら地域ニーズを踏まえた事業の展開し、地域課題の解決に向けた学習活動の充実を図ります。
- ③地域協働体が市民センターの指定管理者となる場合には、研修等により職員の社会教育に関する知識や技術の向上に努めます。

(2) 生涯学習活動への支援

- ①市民との連携を深めた効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの中心の一つと位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。
- ②生涯学習関連施設において、特色ある学習講座を展開するとともに、生涯学習に関する各種の情報を共有できるネットワークづくりを進め、市民への学習情報の提供に努めます。
- ③多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。
- ④市民が生きがいを持って活動することができるよう、各学習講座の運営協議会等による自主的な活動の支援に努めます。
- ⑤市民が生涯学習で得た知識や技術を生かすとともに、まちづくり活動を通して自己を表現できる環境を整備します。
- ⑥子どもの発達段階や家庭環境に応じた適切な学習機会や学習情報の提供を行うなど、生涯学習の原点として重要な役割を担っている家庭教育の充実を図ります。
- ⑦地域協働体の育成に努めるとともに、地域協働体とともに地域づくりに資する事業を行います。

(3) 図書館機能の充実

- ①市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。
- ②図書館が地域の情報拠点となり、すべての市民が必要な情報を容易に入手することができるよう、各地域図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努めるとともに、専門職員の充実を図り、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。
- ③図書館と学校、博物館などとのネットワーク化の検討を進め、市民の読書推進や自主的な学習活動ができるよう情報提供を推進します。
- ④幼児・児童を対象としたおはなし会の開催やその保護者を対象とした読み聞かせ講習会の開催など、図書館と家庭が連携し、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進するとともに、学校図書館との連携を図ります。
- ⑤高齢者や体の不自由な方が容易に図書館サービスを受けることができるよう、そのあり方について検討を進めます。
- ⑥図書館資料の配架や環境整備、読み聞かせなど、特にもシニア世代の生きがいづくり構築のため、図書館サポーターを受け入れます。

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	市民センターでの生涯学習活動利用者数					
(2)	2	市民センターでの生涯学習活動利用者数					
(3)	3	図書館利用登録者数	%				
	4	図書館貸出冊数	冊・点/ 市民一人あたり				

市民の参画

(1) 生涯学習環境の充実

- *地域の市民センターで開催される学習講座に積極的に参加をしましょう。
- *地域協働体との協働をしましょう。

(2) 生涯学習活動への支援

- *生涯を通して自己を高め続けていくため、自主的な生涯学習に取り組みましょう。
- *自己の経験や能力を生かして、生涯学習の講師役やリーダーとなって学び合う活動を進めていきましょう。
- *生涯学習に取り組む市民団体、グループに参加して活動をしましょう。

(3) 図書館機能の充実

- *小さな時から読書に親しむ習慣が身に付くよう、子どもへの本の読み聞かせを心がけましょう。
- *読み聞かせボランティアなどの市民活動に参加しましょう。
- *図書館資料の配架や環境整備、読み聞かせなどを行う図書館サポーターに参加しましょう。

関連施策

- ・2-5-2 地域づくり活動の育成支援と活動支援…(1)、(2)

3-5 文化芸術・スポーツレクリエーション

現状と課題

- ①芸術文化団体においては、構成員の高齢化等により活動が困難となる団体があります。一方で、生活スタイルの多様化等により、団体に属さない個別の活動も見受けられます。芸術文化団体の活動は地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、引き続き発表の機会を提供する等の支援が求められています。
- ②また、文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実等が求められています。
- ③本市では、スポーツ教室やスポーツレクリエーション活動などの生涯スポーツが活発に行われています。誰もが参加できる生涯スポーツは、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割をはたしており、ライフスタイルの多様化等に伴って、そのニーズはますます高まることが予想され、「いつでも、どこでも、いつまでも」活動を行うことのできる環境の整備が求められています。
- ④年齢や体力にあわせて、気軽に楽しめる生涯スポーツから、本格的に取り組む競技スポーツまで、幅広く市民のニーズに合った多様な形態のスポーツ等を振興していくとともにスポーツ施設の環境整備が必要となっています。そのため、各種競技スポーツ団体や自主活動団体の活発な活動の促進とあわせ、子どもから高齢者まで、幅広い層のニーズに対応できる指導者の養成や老朽化するスポーツ施設の修繕、維持管理などが課題となっています。

施策の展開

(1) 文化・芸術活動の振興

- ①多くの市民が文化・芸術活動を通じて、人と人とが交流できるまちを目指します。文化施設では、相互の連携を図りながら、各種講座等の開催や講演、展覧会事業の充実を目指します。
- ②地域の特性を生かした文化・芸術活動等、芸術文化団体の自主的な活動への支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。
- ③音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。
- ④文化施設においては、市民ニーズに対応した各種事業の充実を努めます。

(2) スポーツレクリエーション活動の推進

- ①誰もが生涯を通じ、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の構築を目指して、生涯スポーツ振興計画を策定し、その推進に努めます。
- ②子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に楽しむことができるニューススポーツやスポーツレクリエーションを普及し、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。
- ③体育協会等との連携を強化しながら、スポーツの指導者やスポーツ団体を育成し、市民スポーツを推進します。
- ④市や体育協会のホームページや広報紙などでスポーツ施設やスポーツ行事等をPRし、市民がスポーツを楽しむ動機づけやスポーツに親しむ情報を提供していきます。
- ⑤各種スポーツ大会の開催や、大規模な競技大会の誘致に努め、競技力の向上を図るとともに、地域

の活性化に結びつけます。

- ⑥既存のスポーツ施設の活用や学校体育施設の開放により、身近にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	文化センター 利用件数	件				
	2	芸術鑑賞事業の 鑑賞者数	人				
(2)	3	スポーツ教室 参加者数					
	4	スポーツ施設 利用者数					

市民の参画

(1) 文化・芸術活動の振興

*優れた舞台芸術や芸術作品を鑑賞するなど、文化・芸術活動に参加する機会を広げましょう。

(2) スポーツレクリエーション活動の推進

*日常的にスポーツを行うように心がけましょう。

*スポーツ教室や大会に参加してスポーツの仲間づくりをしましょう。

*各種の市民スポーツ団体の活動に参加し、交流の輪を広げていきましょう。

3-6 人権・男女共同参画

現状と課題

- ①誰もが自由で平等に、そして幸せな生活を送るためには、基本的人権の尊重が何よりも大切です。基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」として、憲法で保障されています。近年は、国際化、情報化、高齢化等の進展により新たな人権問題も生じています。
- ②さまざまな人権問題について認識を深め、関係機関と連携して、人権課題への対応や取組みを推進していくことが必要です。
- ③男女共同参画社会の実現は、あらゆる人々の共通認識であるにも関わらず、働く女性のための課題として認識されることが多い上に、男女の不平等感、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、また、意思決定過程への女性の参画の遅れや、仕事と家庭・地域活動の調和について、意義や効果が十分理解されているとはいえません。
- ④市民アンケートでは、男女の地位について「男性の方が優遇されている」との回答が58.7%となっています。また、男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして、「固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」37.2%、「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」21.9%となっています。このことから、男女共同参画意識の浸透がもっとも重要であるとともに、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組みが必要です。
- ⑤人口減少、少子高齢化、経済、防災・復興、まちづくり、子育て等多様な地域課題の解決において、社会的要因による男女間の格差の改善が不可欠です。男性も女性も共に男女共同参画の意義、必要性を理解し、家庭・地域・職場などさまざまな場において男女の人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力が発揮できるようにしていくことが求められています。

施策の展開

(1) 人権教育と人権啓発の推進

- ①学校や地域、職場における人権教育を推進するとともに、人権相談の充実など、人権が尊重される社会を目指します。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ①男女共同参画の一層の推進のため、いちのせき男女共同参画プランに基づき実効性のある取組みを推進します。
- ②男女共同参画を市民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持ち、自主的に実践するとともに、関係機関・団体と連携しながら取組みを推進します。
- ③あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させ、男性も女性も共に生きやすい社会をつくることを推進します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	小中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数					
(2)	2	男女共同参画サポーター認定者数	人				
	3	男女それぞれの委員数が委員定数40%以上である審議会等の数の全審議会等に対する割合	%				

市民の参画

(1) 人権教育と人権啓発の推進

*人権を尊重する市民の意識を高めていくために、活動に協力しましょう。

(2) 男女共同参画社会の推進

3-7 文化財の保護・地域文化の伝承

現状と課題

- ①市内には、231件の指定文化財等があります。内訳は国指定が5件、国選定が1件、県指定が34件、市指定が156件、国登録が35件です。このうち国指定史跡「骨寺村荘園遺跡」は、世界遺産拡張登録に向け、重点調査事業を実施しています。
- ②教育委員会は、文化財調査委員の指導を受けながら指定文化財等の保護支援、巡視活動などを行っており、一部は博物館に展示したり、一般公開したりするなど、市民が文化財へ理解を深める機会を提供しながら、愛護思想の普及に努めています。
- ③また、市内には、約900カ所の包蔵地（遺跡などの文化財が埋蔵されている土地）があり、開発行為などが行われる場合は、保存のために必要な一定の行為を制限・禁止するなど、開発行為と文化財保護の調整を図っております。
- ④そこで、貴重な文化財等を展示・公開する拠点を整備して、市民が気軽に地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供するとともに、文化財を活用した地域住民の創造的な活動を一層促進する必要があります。
- ⑤行政の各部門はもちろんNPO、ボランティア、各種団体等との連携を図り、住民と協働で有効な保護について検討する必要があります。
- ⑥各地域には、いまだに周知・発見されていない文化財が存在していると思われることから、これらを発見・発掘し、良好な状態で保存していく必要があります。
- ⑦市内には、各地域で収集された歴史・民俗・考古資料が約1万点あり、市内の収蔵施設に保管されています。
- ⑧郷土芸能を伝承する団体も多数あり、保存会活動や学校行事を通じて、その継承が図られているほか、伝統芸能大会などが定期的に関われ、相互交流や情報発信の場となっています。
- ⑨また、本市は、建部清庵、大槻三賢人（玄沢、磐溪、文彦）、千葉胤秀、長沼守敬、芦東山、青柳文蔵、真山梧洞、伊藤勇雄、屋須弘平など多数の偉人・先人を輩出しています。
- ⑩収集した歴史・民俗・考古資料は、未公開、未活用が多く、適切な管理と活用を検討します。
- ⑪後継者育成や地域との関わりを主眼に、伝統芸能の保存継承に努めます。
- ⑫先人の功績を次世代に伝えるため、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心を高めめます。

施策の展開

（1）文化財の保護

- ①市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、適切かつ有効な文化財保護を行って、郷土の歴史文化に親しむ心豊かなまちづくりを目指します。

（2）地域文化の伝承

- ①先人の暮らし、文化、知恵、創造力を学びながら、地域文化が輝くまちづくりを目指します。そのためには、本市ゆかりの偉人・先人たちの功績を次世代に引き継ぐとともに、郷土芸能など地域に

伝わる文化を伝承します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	指定等文化財数	件				
	2	博物館等文化財 公開施設の入館者数					
	3	市指定文化財保護 事業補助金の 交付件数					
(2)	4	指定等文化財数	件				
	5	博物館等文化財公開 施設の入館者数					
	6	市指定文化財保護 事業補助金の 交付件数					

市民の参画

(1) 文化財の保護

- * 地域の文化財を学び、理解する活動をしましょう。
- * 文化財を愛護する活動をしましょう。
- * 文化財を公開する活動をしましょう。

(2) 地域文化の伝承

- * 地域の伝統芸能に誇りを持てる伝承活動や愛護活動をしましょう。
- * 地域の優れた自然や文化の発掘と継承に取り組みましょう。

3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護

現状と課題

- ①骨寺村荘園交流施設を拠点に骨寺村荘園遺跡の魅力と価値を広く情報発信するとともに、地場産品を活用したレストランや産直事業の展開により、来訪者との交流促進と農業振興による地域活性化を図る必要があります。
- ②重要文化的景観の保全には、地域住民がその地で生活し、営農を継続していくことが不可欠であるが、農業従事者の後継者不足がこの地区でも課題となっています。
- ③地元住民が主体的に景観保全活動に取り組んでいます。が、少子高齢化による担い手不足が課題となっており、市全体で景観保全活動に取り組むことが必要です。
- ④有識者委員会等からは、拡張推薦のための調査研究の不足が指摘されており、県及び関係市町では、平成25年度から29年度までの5か年間で平泉に関する基礎的な調査研究と、個別資産の調査研究を集中的に実施し、拡張推薦のための資産価値を明らかにすることとしています。
- ⑤景観を含め遺跡全体を後世へ守り伝えることが必要であり、地域住民と一体となって保全活動に取り組むことが大切です。
- ⑥拡張登録実現に向け、市民が骨寺村荘園遺跡の価値を理解し、世界遺産拡張登録への気運を醸成していく必要があります。

施策の展開

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

- ①骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づき、骨寺村荘園遺跡の保全と活用に努めます。
- ②本寺地区景観計画に基づき、重要文化的景観の保全に努めます。
- ③世界遺産「平泉」の関連資産としての価値を最大限に活用し、骨寺村荘園交流施設を核にしながら、その魅力を内外に情報発信します。
- ④地域住民による骨寺村荘園遺跡を守り、伝えるための取り組みを支援します。
- ⑤地域住民のみならず全市民が、骨寺村荘園遺跡を市民共有の財産として保存していく意識の醸成に努めます。

(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- ①世界文化遺産「平泉」の関連資産として、拡張登録を目指します。
- ②拡張登録実現に向け、計画的に調査研究を進め、拡張推薦のための資産価値を明らかにします。
- ③骨寺村荘園遺跡講演会の開催や骨寺村荘園交流館（若神子亭）を核にした情報発信により、骨寺村荘園遺跡の普及啓発と世界遺産拡張登録への気運醸成を図ります。

主な指標

指標項目	指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
------	-------	----	---------	---------	---------	----------

(1)	1	支援団体数					
	2	支援者数					
	3	来訪者数					

市民の参画

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

*骨寺村荘園遺跡への関心を持ち、その価値についての理解を広げましょう。

*遺産としての価値を守るため、骨寺村荘園遺跡周辺はもとより市全体で環境保全の取り組みに協力しましょう。

(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

*骨寺村荘園遺跡への関心を持ち、その価値についての理解を広げましょう。

*骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録を市民一丸となって応援しましょう。

基本計画 4. 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

4-1 自然環境・公害防止

現状と課題

- ①自然と人との関わり方も自然を「守る」から自然と「ともに生きる」という姿勢に変化しつつあり、こうした時代の流れに対応した施策の展開が求められています。地球環境という大きな視点に立ち、自然環境のバランス、循環を考慮した環境保全に取り組むことが必要です。
- ②市民にとって、貴重な財産である河川については、河川が本来持つさまざまな機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていくことが必要です。河川の親水空間化や、生き物がすみやすい環境を考えた多自然型の川づくり、水辺環境の整備などを進めることが求められています。自然学習やレクリエーションの場として河川・水路を活用することも必要であり、照井堰など、利水の優れた技術や歴史を後世に伝え、意識啓発を図るための機会を設けることも重要です。
- ③豊かな自然は、農林水産業を振興する上、重要な資源であるとともに、水道水等の貴重な水源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。河川は利水において重要な役割を果たしているばかりでなく、潤いのある空間の提供など、市民生活に欠かせないものとなっているほか、さまざまな動植物も生育しており、夏休みなどにはこれらの生態系を観察する自然教室も開かれています。また、周辺住民やボランティアグループ等が中心となって河川の清掃や浄化活動が行われています。
- ④地球本来の自然環境が失われつつあります。自然という財産は、人間だけのものではなく生物全体の共有の財産と捉える必要があり、また、これを確かな状態で次代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。
- ⑤ライフスタイルの変化に伴い公害の発生源は、多様化しています。住宅地に隣接する工場や近隣世帯に対しての騒音・悪臭等の公害苦情が多く発生しており、市民が安心して日常生活を送るためには、公害の発生源対策の推進や、生活型公害を未然に防ぐため啓発活動に取り組む必要があります。

施策の展開

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- ①河川の清らかな水質を保つため、工場や畜舎などからの排水の浄化、家庭から出る洗剤や油分などの抑制、減農薬農業の振興など、多方面からの取り組みを促進するとともに、河川での水質検査や排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握していきます。
- ②地元ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を積極的に支援します。
- ③周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たっては市民からの提案の反映し、ホテルが飛び交うなど、市民が親しみを持てる美しい河川の創出に努めます。
- ④県や動物愛護団体と連携し、人と生き物のよりよい関係の構築を促進するとともに、かけがえのない自然を次代に引き継いでいくため、希少動植物の保護の徹底など、生物多様性の保全を図ります。
- ⑤開発行為等が行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導の徹底と誘導に努めます。

(2) 環境教育の充実

- ①自然とのふれあい活動や環境教育・学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配慮したライフスタイルの啓発を図りながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。
- ②小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。
- ③自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。

(3) 公害対策の充実

- ①環境保全協定の締結による公害発生の未然防止に努めます。
- ②道路や鉄道などの騒音・振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数(BOD値)					
(2)	3	環境保全協定締結件数					

市民の参画**(1) 自然の保全と活用施策の充実**

- *家庭、事業所からの排水や農作業などに伴う農薬が河川の環境を汚染することがないように注意しましょう。
- *河川に親しむ活動を通じて自然環境を理解する活動に取り組みましょう。
- *河川や水辺の清掃、浄化活動などのボランティア活動に参加しましょう。
- *希少な動植物の保護に努めましょう。

(2) 環境教育の充実

- *環境衛生に取り組む市民団体の活動に参加しましょう。
- *自然観察会などに親子で参加するなど自然学習に参加しましょう。

(3) 公害対策の充実

- *大気汚染や悪臭の発生源とならないよう注意しましょう。
- *家庭や事業所から漏れる音が近隣騒音とならないよう、音量や時間に配慮しましょう。

4-2 公園・都市緑化

現状と課題

- ①公園利用者の現状は、学童の割合が減り、相対的に幼児や高齢者の利用が増えている。現状の公園ユーザーに合わせ、遊具の更新にあつては対象年齢を下げたタイプを導入したり、高齢者ひいては一般利用者の健康づくりに資するよう健康遊具を順次整備していき、公園を市民の憩いの場としてだけでなく健康づくりの場として活用できる機能を充実させる必要があります。
- ②公園は地域の中で比較的まとまった広さの広場を持っているところが多いことから、災害時の一時避難所としての機能を充実させていく必要があります。
- ③緑化推進に熱心な地区・地域がある一方、そうでないところもあり緑化に対する取り組み、推進に関する意識に地域差があります。

施策の展開

(1) 公園・緑地の整備

- ①公園・緑地等の整備を進め、既存公園の維持管理の充実を図り、憩いの場、潤いの場としての公園の役割を充実させます。併せて公園のユニバーサルデザインを意識し、整備を進めます。
- ②公園利用者の変化に応じて、対象年齢の低い遊具や健康遊具の導入を図ります。
- ③計画づくりの段階から市民参画を促進し、意見やアイデアの反映を図り、その地域にふさわしい公園となるよう努めるとともに、整備後の管理運営にも主体的に参加いただけるよう支援します。
- ④公共施設や市道の緑地帯などの緑化を進め、沿道住民との協働で適正な維持・管理に努める整備を進めます。
- ⑤日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図り、合わせて公園の緑化も市民自ら積極的に担っていただけるよう働きかけます。
- ⑥磐井川堤防改修工事で伐採された桜の穂木を新堤防に植栽し、新たな桜の名所づくりを市民と進めます。

(2) 緑化の推進

- ①緑化推進活動がより全市的な取り組みとして行われるよう、地域づくりの一つとしての緑化推進を働きかけ、先進事例もさらに紹介するなど運動の活性化を図ります。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	1人当たりの都市公園面積					

市民の参画

(1) 公園・緑地の整備

*公園・緑地の整備

地域での公園・緑地の維持管理に取り組みましょう。

(2) 緑化の推進

*緑化の維持、公共施設や道路などの緑化に協働で取り組みましょう。宅地周りへの生垣の設置や花いっぱい運動に参加するなど、まちの緑化を推進しましょう。

4-3 低炭素社会

現状と課題

①地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量は年々増加しており、平成25年度は過去最高の13億9,500万トン（二酸化炭素換算）となっている。温暖化の進行は豪雨等の災害や熱中症の増加など多くのリスクを抱えています。温室効果ガスの排出量を削減するため、化石燃料の使用を抑えた「大量消費」から「生活の質」を考えた省エネ型の生活や産業活動を普及推進する必要があります。震災を踏まえ、再生可能エネルギーへの転換が大きな流れとなっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、連携、協力して取り組んでいくことが必要です。

施策の展開

(1) 「好循環のまちづくり」の推進

- ①温室効果ガスの排出を削減するため、化石燃料の使用を節約した取組や低燃費車の利用やアイドリングストップなどを広め率先した取組を進めます。
- ②新エネルギービジョンに基づき、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスエネルギーなど、持続可能な再生可能エネルギーの利用を促進します。

(2) 低炭素社会のシステムづくり

- ①新エネルギービジョン・省エネルギービジョンに基づき、公共施設等への再生可能エネルギー導入、省エネ型の設備への改修を進めます。
- ②低炭素社会の確立に、行政が率先して取り組むため、職員の環境負荷や省エネ意識の向上に努めます。
- ③自家用車の燃料と温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。
- ④補助制度や環境団体等と連携した普及・啓発活動により、市内への再生可能エネルギー、省エネ型設備の導入を推進します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	太陽光発電システム (10kw未満) 導入件数	件				
(2)	2	CO2排出量					

市民の参画

(1) 「好循環のまちづくり」の推進

*化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。

*太陽光や薪などの再生可能エネルギーの利用、省エネ生活に取り組みましょう。

(2) 低炭素社会のシステムづくり

*環境基本計画、新エネルギービジョン、省エネルギービジョンの実践に協力しましょう。

*環境負荷の少ない省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。

4-4 循環型社会

現状と課題

- ①ごみの減量、資源ごみのリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄量を減らしていくことが必要です。そのための取り組みを計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていくことが必要です。
- ②地球環境への負荷を軽減し、限られた資源を循環させていくことが必要な時代となっています。日常生活においても、廃棄物が適切に処理され、資源の循環システムの中に組み込まれていくことが基本となります。また、ごみの不法投棄対策を徹底していくことも重要な課題です。
- ③従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

施策の展開

(1) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ①発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本とし、家庭での分別・資源回収の徹底を図るとともに、地域における有価物集団回収への取り組みを支援し、ごみの減量化を推進します。
- ②廃棄物の分別徹底やリサイクルなど、事業所におけるゼロ・エミッションへの取り組みを促進します。
- ③ごみのないきれいなまちづくりを目指し、市民総参加で一斉清掃を行います。
- ④循環型社会を確立するため、リサイクルプラザ等を活用し、市民への普及啓発に努めます。
- ⑤新聞・雑誌やオフィス用紙などの再生利用を目指し、家庭や事業所での古紙リサイクルへの取り組みを促進します。
- ⑥生ごみの堆肥化など、家庭でのごみ減量化への取り組みを奨励し、啓発に努めます。
- ⑦ごみの減量化や資源の有効活用を図るため、使用済小型家電や古着の回収を推進します。

(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立

- ①一関地区広域行政組合が策定している一般廃棄物処理基本計画により、今後のごみ処理について計画的な対応を図ります。
- ②快適な生活環境の確保のため、ごみのポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。

(3) 環境自治体のシステムづくり

- ①市民と行政の活動指針となる環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一層の循環・効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図ります。
- ②環境自治体としての体制の確立に向けて、行政の率先した活動が必要との認識のもと、一関市役所

地球温暖化対策実行計画の実践及び職員の環境保全意識の向上を図り、環境施策に全職員で取り組みます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	1人当たりのごみ排出量(一般廃棄物)					
	2	ごみのリサイクル率(一般廃棄物)					
(3)	3	環境保全協定締結件数					

市民の参画

(1) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- *ごみの減量化を進めるとともに、ごみの分別の徹底、有価物の集団回収に取り組みましょう。
- *資源の有効活用を図るため、使用済小型家電や古着の回収に協力しましょう。
- *生ごみの堆肥化、減容化に取り組みましょう。

(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立

- *ごみのポイ捨てや不法投棄をしないことはもちろん、監視活動にも協力しましょう。
- *市民の一斉清掃活動に参加しましょう。

(3) 環境自治体のシステムづくり

- *環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画の実践に協力しましょう。

4-5 住環境

現状と課題

- ①本市の住宅ストックにおいて、古い持ち家の木造住宅の占める割合は高く、この傾向は農村部において顕著となっています。これらの住宅は、住宅内の段差、低い断熱性能、耐震性への不安等機能面の課題とともに、高齢者や子育て世帯のライフスタイルに対応しにくい内装や間取りのため、活用されにくい状況にあります。地域の気候風土、歴史文化等に根差しつつ、現代のライフスタイルや需要等に適合する形でユニバーサルデザインや耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり活用されるような環境の形成が求められています。
- ②市営住宅の空き家率が低く、応募倍率は依然として高いことから、市営住宅の一定の供給は必要であり、居住者ニーズを踏まえ適切な戸数を維持する必要があります。
- ③特にも木造住宅の老朽化が顕著となってきており、また、少子高齢化も年々進行しており、子育て世帯や高齢者世帯向けなど居住者ニーズに合った住宅の、計画的な建て替えが必要となっています。
- ④骨寺村荘園遺跡一帯は、世界遺産「平泉」の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取組を続けていく必要があります。

施策の展開

(1) 良好な住環境の形成

- ①市民が居住する住宅等を市内の施工業者を利用してリフォーム（修繕・補修工事等）を行う場合に、経費の一部を助成することにより、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の生活環境の向上、省エネ化による CO2 排出量の削減及び市産木材の有効利用の促進を図ります。併せて、耐震診断・耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。

(2) 適正な市営住宅の管理

- ①東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に存在する老朽住宅への対応等を踏まえ、公営住宅等長寿命化計画を見直し、将来の市営住宅の適切な維持管理を図ります。

(3) 良好な景観形成の推進

- ①規制誘導を図り、良好な景観を形成します。
- ②多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、さまざまな形で関わっていく意識づくりを進めるため、景観まちづくり教育などの普及啓発に努める。
- ③市民が主体となった景観まちづくり活動の情報共有・情報交換を図る組織として、景観計画に定めている（仮称）市民活動連絡会議の設立を目指すとともに、それぞれの活動に対し支援する。
- ④景観形成重点地区の拡充や景観重要建造物等の指定を促進し、魅力ある景観まちづくりを促進する。
- ⑤地域の景観づくりの核となる道路、河川及び公園などの公共施設について、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設の指定をさらに進める。

⑥緑化運動や環境美化推進運動など、自主的な環境美化運動を進める団体や組織などへの支援を続ける。

主な指標

指標項目			指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	商品券交付額						
(2)	2	市営住宅管理戸数						

市民の参画

(1) 良好な住環境の形成

- *良好な住宅ストックのために、耐震化やバリアフリー化を進めましょう。
- *地球温暖化の防止に向けて、積極的に住まいの省エネ化を進めましょう。

(2) 適正な市営住宅の管理

- *市営住宅の適正な利用に努めましょう

(3) 良好な景観形成の推進

- *地域のより良い景観形成のために、景観まちづくり活動へ積極的に参加しましょう。
- *日頃から身近な環境美化に取り組み、美しいまちづくりを進めましょう。

4-6 上水道

現状と課題

- ①水道事業については、今後、給水人口が減少し給水収益も減収が見込まれ、経営が厳しくなります。
- ②水道施設については、高度成長期に整備した施設が、ほぼ同時期に更新の時期を迎えることになり、大きな財政的負担を伴います。しかし、更新を遅らせることは安定供給にも影響を与えかねません。よって、財政的な面と安定供給の面から検討し、優先順位をつけるなどの計画的な更新が必要となります。
- ③水道の未普及地域への対応については、財政状況を勘案しながら対応しなければなりません。

施策の展開

(1) 安全な水の安定供給

- ①水道事業の長期的な将来像を見据えた指標となる「水道事業ビジョン」を、水道道事業経営審議会のみなさんとともに策定し、安全な水を安定して供給できるよう事業経営を行っていきます。
- ②水道施設や水道管路の更新について、優先順位をつけるなど計画的に行っていきます。
- ③災害に強い水道を目指し、水道施設や水道管路の耐震化を図るなどのハード面の対応に加え、災害復旧の応急訓練を行うなど防災対策を行っていきます。

(2) 未普及地域への対応

- ①水道事業の長期的な将来像を見据えて、これからの水道事業経営の指標となる「水道事業ビジョン」を、水道道事業経営審議会のみなさんとともに策定し、未普及地域への対応について検討していきます。
- ②平成27年度から飲用井戸等整備事業補助を実施し、水道未普及地域での井戸等の整備を支援します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	上水道の有収率					
(2)	2	水道普及率					

市民の参画

(1) 安全な水の安定供給

- * 広報紙、水道週間などを通じ、改めてライフラインとして欠くことのできない「水道」について認識しましょう。
- * 災害により断水が発生した場合を想定した応急給水について、訓練に参加しましょう。

(2) 未普及地域への対応

*水道の普及や井戸等による給水には清浄な水源が必要であり、貴重な水源の保全に努めましょう。

4-7 下水道

現状と課題

- ①下水道をはじめとする汚水処理施設は、市民が快適で文化的な生活を送る上で欠かすことのできない施設であり、豊かな自然環境を保全する上で、非常に重要な役割を担っています。
 - ②環境の保全や快適な市民生活を確保するため、効率的な公共下水道の拡充整備の推進と浄化槽の整備が求められています。
- (平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省連名で、汚水処理施設の整備については、今後10年程度を目途に概成と言う考え方が示された。)

施策の展開

(1) 処理施設の整備と普及促進

- ①地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備促進により、河川の水質浄化と快適で衛生的な生活環境を創出します。
- ②下水道の供用を開始した区域については、事業効果の早期発現と経営の安定化を図るため、早期の水洗化を働きかけ、下水道の利用を促進します。
- ③汚水処理施設の早期概成のためのアクションプランを策定し、定期的に進捗管理を行いながら、必要に応じ社会情勢の変化や地域の実情に合わせた計画の見直しなどを行います。
- ④施設の統廃合や施設の効率的な改築や更新などを実施し、施設の長寿命化を図りながら、持続的に安定したサービス提供体制の確保に努めます。

主な指標

指標項目			指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	汚水処理人口普及率						

市民の参画

◆処理施設の整備と普及促進

*快適な生活環境づくりのため、早期の水洗化に努めましょう。

基本計画 5. みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-1 医療

現状と課題

- ①二次救急医療を担う県立病院をはじめこの地域の医師不足は深刻であり、加えて、一次救急医療を担う診療所、医院、クリニックの医師も高齢化しています。このような中、限られた医療資源を有効に活用していくことが大きな課題であり、そのためには、利用者である市民が医療機関の役割を理解し、症状による適切な受診行動が必要です。
- ②高齢化率も高い状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後ますます増加が予想される医療的ケアが必要な要介護高齢者に対する対応が求められています。
- ③医師不足を解消するため医師の確保は最大の課題であり、今後も継続して取り組む必要があります。加えて、要介護高齢者への対応として看護師などの医療技術職の確保が課題であり、その確保及び育成を行っていく必要があります。
- ④休日・夜間の救急医療を確保するため、医師会等の関係機関の協力を得て、休日当番医制による診療や夜間救急当番医制が実施されているとともに、重症患者（二次）の救急医療に対応するため病院が協力し輪番制による診療が実施されています。
- ⑤夜間に安易に救急を利用する、いわゆる「コンビニ受診」などにより増加する救急患者の受入により医師の疲弊が問題となっています。
- ⑥限られた医療資源を有効に活用していくことが大きな課題であり、そのためには、利用者である市民が医療機関の役割を理解し、症状による適切な受診行動が必要となっています。
- ⑦病院・診療所においては、各サービスが適切に提供されるとともに、健全な経営に努めている。一方、診療所の医師については、その体制及び地理的条件から病院との連携が必要であり、今後、具体的な方法を含み検討を行う必要があります。
- ⑧「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく中で、関係機関が円滑に連携した継続的な医療・介護の提供体制の確保が求められており、これまでの取り組みにより構築された「顔の見える関係」を土台とし、医療や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療と介護が連携して切れ目のないサービスを受けられる仕組みが必要です。
- ⑨国においては、医療介護総合確保推進法を制定し、今後、高齢者人口がピークを迎える平成37年までに「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく中で、入院医療機関と在宅医療及び介護等に係る機関が円滑に連携した継続的な医療・介護の提供体制の確保が求められています。

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

- ①医師会、歯科医師会、薬剤師会や県などの関係機関・団体、医療機関等及び保健・福祉・介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- ②医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。

- ③医師会をはじめとする関係機関との協力により、医療機関相互の機能分担や相互連携を促進します。
- ④市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部学生に修学資金の貸付を行い、医師の養成確保を図ります。
- ⑤医療技術者の養成及び人材の確保を図るため短期・中期・長期的対策について、医師会など関係機関と連携して進めてまいります。また、今後の医療職分野の需要増大を見込み、小中学生の教育段階からの職種の啓発を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

- ①医師会をはじめとする関係機関・団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。
- ②医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。

(3) 病院及び診療所の運営

- ①地域包括医療体制の強化充実のため、保健・福祉・介護分野との連携を図り、各サービスが適切に提供できるよう病院・診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。また、病院と診療所のさらなる連携について検討します。
- ②病院事業においては、構成する各事業の一体的運営に努め切れ目のないサービスの提供や住民参加型の推進により、安定した経営と新しい地域医療の探求に取り組みます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	医師修学資金貸付	人				

市民の参画

(1) 地域医療体制の充実

- *かかりつけ医を有効に活用して、適切な受診を心がけましょう。
- *市民フォーラムや県立病院などが行う懇談会などへ参加し、利用者と医師などの医療従事者が対話を通じて相互理解を深め合い、地域医療を守り育てましょう。

(2) 救急医療体制の充実

- *救急車を正しく利用しましょう。
- *症状に応じた適切な受診を心がけましょう。
- *休日・夜間当番医を有効に活用しましょう。

(3) 病院及び診療所の運営

- *地域医療市民フォーラム、藤沢病院が行う地域ナイトスクールや県立病院・診療所等が行う意見交換会などへ参加し、地域医療の現状、利用者と医師をはじめとする医療従事者が対話を通じて相互

に理解を深めましょう。

5-2 地域福祉

現状と課題

- ①福祉サービスの提供に当たっては、利用者が安心して利用でき、利用者の人権が配慮されることが求められます。利用者への十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設等におけるサービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。
- ②高齢化の進行により、高齢者の所在不明や孤立死等の問題が発生しており、地域の様々な見守りが必要となっています。
- ③認知症高齢者の増加から、判断能力が不十分となった場合でも本人を保護し権利が守られるように支援する必要があります。
- ④生活保護制度は、さまざまな事情で生活に困窮している経済的な弱者であり、その人たちに対して最低限度の生活を保障する制度であるとともに、自立を支援していくことを目的としています。全国的に被保護世帯は、今日の社会経済情勢を反映して増加傾向にあり、中でも高齢者の占める割合が高く、特に一人暮らし高齢者が増加しています。被保護世帯の安定した暮らしを実現するためには、保護の適正実施とともに、自立を促すための就業の場の確保が重要です。
- ⑤福祉は特定の人を受けるサービスではなく、市民一人ひとりが福祉の担い手であるといった意識の醸成が必要です。
- ⑥高齢者や障がいを持った人など、誰もが住みなれた地域で安心して住み続けていくためには、地域での支え合が重要です。そのため地域、行政、福祉事業者が連携し、協働による地域福祉を推進していくことが必要です。
- ⑦地域での人間関係の希薄化が進んでおり地域住民が相互に助け合うシステムや環境を構築することが必要です。そのため住民組織やボランティア、福祉 NPO 等を育成・支援し地域福祉の展開を図ることが必要となっています。
- ⑧高齢者や障がい者が在宅で安心して生活出来るため住宅改修に対して支援が必要です。

施策の展開

(1) 地域福祉を支えるネットワークづくり

- ①地域の福祉課題や市民のニーズを速やかに把握するための相談体制を充実し、民間事業者・福祉 NPO 等の連携により福祉サービスの適切な提供に努めます。
- ②民生・児童委員、社会福祉協議会、市民や企業などとの連携により、高齢者の見守を進めます。
- ③成年後見制度や各種福祉サービス等の利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な援助を行うとともに、地域で安心して自立した生活が継続できる条件整備を進めます。
- ④要保護世帯やひとり親家庭個々の実情に即した指導・援助が行われるように、関係機関との連携のもと、相談業務を拡充するとともに、各種制度や諸施策の活用を図りながら、就労の促進、技術の習得など、自立への支援に努めます。

(2) 地域福祉活動への市民参加の促進

- ①市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉教育の推進し幅広い福祉に関する学習機会を提供します。
- ②地域福祉の担い手となる市民ボランティアの登録制度の周知・啓発に努め、福祉マンパワーの確保を図ります。
- ③民生委員児童委員協議会、地区福祉活動推進協議会等の地域福祉団体の連携を推進するとともに、ボランティアグループ、福祉 NPO 等の育成・支援に努め、地域住民参加のもとで展開される地域福祉活動の育成・支援を促進します。

(3) 暮らしやすい環境づくり

- ①お年寄りや障がいのある人をはじめ誰もが地域活動に参加できるよう、共に参加する意識の醸成を行ないます。
- ②各家庭における住宅改修への支援と相談体制の充実を図るなど、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(2)	1	市民ボランティア登録者数					
	2	ふれあいサロン数					

市民の参画

(1) 地域福祉を支えるネットワークづくり

*市民みんなが助け合いの心を持って、お互いに支え合いながら生きていく幸せな社会づくりに努めましょう。

(2) 地域福祉活動への市民参加の促進

*市民ボランティアへの登録や福祉 NPO 活動への参加など、地域の福祉活動に参加しましょう。

(3) 暮らしやすい環境づくり

*キャップハンディ体験や障がいのある人との交流、福祉学習に参加し、福祉のまちづくりに心がけましょう。

5-3 高齢者福祉

現状と課題

- ①介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。
- ②より魅力ある事業内容を検討するとともに、住民主体の通いの場の充実や、介護予防教室の開催会場を工夫するなど、より気軽に参加できる環境整備が必要となります。
- ③高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを組み合わせる継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要となります。
- ④高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者の方たちが生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康に安心して暮らすことが可能となるような社会の実現が求められています。

施策の展開

(1) 介護予防の推進

- ①介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、年齢や心身の取組等によって分け隔てることなく、住民主体で参加しやすい介護予防の取り組みを推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ①保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体との連携のもと、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせる継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- ①明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を發揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。元気な高齢者が社会貢献活動に参加することで、自らの生きがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1 介護予防事業参加者数						

市民の参画

(1) 介護予防の推進

(2) 地域包括ケアシステムの構築

(3) 生涯現役社会づくりの推進

5-4 障がい者福祉

現状と課題

- ①重度の障がいを持つ人の生活の利便性を図り、社会活動の参加を促進するために、移動支援の施策の充実が必要となっています。障がいの種別によって割引制度に差が生じていたり、通勤・通学において家族支援の限界から経済的負担が大きくなる、または、就労をあきらめるなど、重度の障がい者にとって移動することが社会参加に対する大きな障壁となっており、移動支援に対する施策の充実が求められています。
- ②障がいのある方が、希望する地域でサービスを利用しながら地域生活を送ることができる環境の整備として、地域の受け入れや障がいに対する理解を深めていくことが必要とされています。特に重度の障がい者や精神障がい者（長期入院者）が、地域で生活できる環境整備や支援員のスキルアップの推進が求められています。

施策の展開

（1）障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進

- ①障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、個々のニーズに応じたサービスとの提供と社会参加を推進します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	障害福祉サービス（日中活動系）の利用者数	人				
	2	施設・病院から地域生活への移行者数	人				
	3	福祉施設から一般就労への移行者数	人				

市民の参画

◆障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進

- *障がいのある人が地域で生活し社会に参加することができるよう、お互いに助け合い支え合う地域づくりを進めましょう。

5-5 健康づくり

現状と課題

- ①死亡者の死因をみると、生活習慣病と呼ばれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が全死因の約6割近くを占めています。
- ②現代の厳しい社会環境や複雑な人間関係の中で、精神的なストレスや心の悩みを抱えている人々も少なくない状態となっています。
- ③生涯にわたり健やかで心豊かに生活を送ることは市民共通の願いであり、少子高齢化の進展の中、保健や医療サービスの重要性はますます高まっています。
- ④健康づくりは、市民一人ひとりの自主的な取り組みが基本となるとともに、地域社会全体で個人の健康づくりを支援する環境づくりが重要です。
- ⑤急速な高齢化が進む中、活力ある市民生活の実現には、市民の健康寿命の延伸を図ることが重要となっています。
- ⑥健康寿命の延伸には、要支援・要介護状態の原因となる生活習慣病や認知症、衰弱、骨折・転倒などを予防するための取り組みが大切です。
- ⑦市民の生活習慣病の発病予防や重症化予防を図り、生活習慣に起因する生活機能の低下や要介護状態を回避するためには、一人ひとりの生活習慣改善の積極的な取り組みを促進し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着を図っていくことなどが今後の課題と考えられます。

施策の展開

(1) 健康づくり活動の推進

- ①一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを推進するため、早世（65歳未満で亡くなる人）を減らし、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸と生活の質の向上に重要と考えられる健康づくり指針に基づいた活動に取り組みます。
- ②生活習慣病は、日々の不健康な生活習慣の積み重ねによるところが大きく、できるだけ早い時期からの予防と幼少期からの健康的な生活習慣の習得が重要なことから、各年代の健康実態や課題に応じた取り組みを行います。
- ③地域の実情にあった健康づくり施策の推進を図るため、市民との協働による健康づくりを推進できる体制の整備に努めます。

(2) 保健指導等の充実

- ①生活習慣病予防等を目的に実施する特定健康診査の受診啓発に取り組みます。
- ②生活習慣の改善を通じた生活習慣病の発病予防や重症化予防を図るため、特定保健指導事業を実施し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着を図ります。
- ③特定健康診査データ等から、健康課題の把握に努めるとともに、一人ひとりの課題に応じた保健指導事業の推進を図ります。
- ④リスクの高い個人に対する保健指導等の働きかけのほか、広く市民全体や地域全体を対象として、

第2回総合計画審議会【資料No.3-2】

気軽に健康づくりができるよう各種健康教室や健康教育事業を開催するとともに、広報やイベントの機会などを通じて市民の健康意識を高める啓発活動を行い、バランスの取れた食生活と運動習慣の定着など健康的な生活習慣の推進を図ります。

- ⑤家庭訪問による保健指導等の取り組みを強化し、生活の実態や地域の健康課題を踏まえた効果的な保健活動の推進に努めます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	健康教育参加者数	人				
	2	健康相談のべ利用者数	人				
	3	65歳未満の生活習慣病による死亡者数(人)	人				
(2)	4	運動習慣がない者の割合*男女別	%				

市民の参画

(1) 健康づくり活動の推進

- *健康寿命の延伸と生活の質を向上させるため健康いちのせき 21 計画の健康づくり指針に基づいた活動をしましょう。
- *地域全体で個人の健康づくりを支援するため、健康づくりを目的とした市民グループに参加して活動の輪を広げましょう。
- *地域の健康づくりのサポーター活動を広げましょう。

(2) 保健指導等の充実

- *健康寿命の延伸を意識し、積極的に生活習慣の改善などに取り組みましょう。
- *バランスの取れた食生活と運動の習慣化を心がけ、生活習慣病の予防等に努めましょう。

5-6 防災（治水・治山を含む）

現状と課題

- ①平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、避難所等の指定基準が示されにことに伴い、既存の避難所等の調査・分析を行ったうえで新たに避難所の指定を行います。
- ②避難場所については、旧市町村単位で指定します。
- ③市民に避難所を周知するため、指定後には、既存避難所の変更や新設等に伴い避難所標識についての整備を見直す必要があります。
- ④本市はこれまで、さまざまな災害を受けた歴史があり、今後も東北地方太平洋沖地震の余震をはじめとする地震の発生が懸念されています。
- ⑤今後、災害の発生を未然に防ぐためには、過去の災害記録等をもとに、災害危険箇所の把握を進め、効果的な防災体制を整えていく必要があります。
- ⑥また、万一災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づく、防災資機材や避難場所・避難路を整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災・減災対策を強化する必要があります。また、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。
- ⑦災害の発生を未然に防ぐためには、災害危険箇所の把握を進め、効果的な防災体制を整えていく必要があります。特に、治水対策としては、河川等の計画的な整備と併せ、橋梁や排水機場の整備・改修などを関係機関に要請していく必要があります。
- ⑧広域応援体制の確立を図るため、関係機関と締結している広域応援協定等に基づく広域応援要請、その他の訓練の実施が必要となってきます。
- ⑨市が発信する情報に限らず、住民が自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。
- ⑩栗駒山の火山災害についての取組みは、登山者の安全確保及び火山の異常現象等を早期に把握するため、平成 18 年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観測を実施しています。今後とも関係機関と連携を図りながら観測体制を強化していくことが必要となってきます。
- ⑪保存用非常食や保存用飲料水など、保存年限に応じた定期的な入れ替えと活用方法について検討する必要があります。（保存年限が迫っているものがあります。）
- ⑫防災マップについては、内容の変更や亡失、物理的劣化等が考えられるため、数年に1度の更新、配布が必要です。また、当市に在住する外国人や ILC への対応のため、外国語版が必要です。
- ⑬東日本大震災から年月が経つにつれ、訓練等の実施率が下降しているため、大震災等の経験や教訓が忘れられることがないように、引き続き防災講演会やセミナーを通じ災害に対する意識啓発に取り組む必要があります。
- ⑭住民が自ら情報を収集し、地域で連携して早期に活動を起こすような意識改革を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。
- ⑮聴取調査を平成 26 年度に行いましたが、放送を聞いていると回答した世帯が 54%と半数をやや超えた程度です。
- ⑯災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、毎年度地域防災計画の見直しを行い、

防災対策を進め、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切です。

- ⑰地域防災力向上のため、今後も災害に関する知識・技能を有する人材を育成することが重要です。
- ⑱市民に対して、様々な媒体により防災知識を普及・啓発することで、自助・共助の精神を養います。

施策の展開

(1) 災害を防ぐまちづくり

- ①避難所・避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨災害等の特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の適切な対応ができるよう努めます。
- ②災害発生時の避難所となる学校等の公共施設にあつては、耐震化、耐火性向上事業を重点的に実施し、安全性の確保を図るとともに、避難所の周知と円滑な誘導案内に努めます。
- ③今後も予想される東北地方太平洋沖地震の余震をはじめとする大地震による住宅被害を軽減するため、昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断や耐震改修工事を促します。
- ④急傾斜地の土砂崩れや地すべり、河川や傾斜地における土石流など土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域や危険箇所等を的確に把握しながら、土砂災害ハザードマップ等を作成し、防災意識の向上を図り、災害予防と被害の軽減に対する対策を推進するとともに、定期的なパトロールを行うなど、被害の未然防止に努めます。
- ⑤頻繁に浸水被害が発生している地域については、中小河川及び排水路の計画的な改修整備や、農業用排水施設管理者との連携を図り、増水時の排水対策に努めます。また、雨水排除を目的とした下水道整備について検討します。

(2) 災害に強いまちづくり

- ①大規模な災害時に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ②市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。
- ③市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう、複数の情報手段の構築に努め、住民自らが情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすよう講習会等を通じ普及啓発に努めます。
- ④栗駒山の火山対策として、関係機関と連携して推進します。
- ⑤備蓄については「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、応急的に必要な非常食・飲料水等の備蓄と防災資器材の整備に努めます。
- ⑥防災マップの公表や防災訓練の推進に取組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。
- ⑦自助・共助を基本とし、地域や自主防災組織の環境づくりに努めます。
- ⑧大規模な災害時に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ⑨一関市、平泉町及び建築士会で結んでいる災害協定を基本とし、応急危険度判定等に用いる資機材の整備、災害後の協力体制を整えます。
- ⑩防災行政情報システムのほかコミュニティ FM 放送、防災メール等を活用し、住民自らが情報収集し、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。
- ⑪コミュニティ FM 放送を活用し、災害情報の迅速かつ的確な提供に努めます。

(3) 地域防災活動の充実

- ①市民の生命・身体・財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。
- ②市民の地域防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に努めます。
- ③市民に対して、自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及啓発に努めます。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	木造住宅耐震診断事業実施棟数					
(2)	2	コミュニティFM放送を聞いている世帯数					

市民の参画

(1) 災害を防ぐまちづくり

- *大きな災害に見舞われた時は、安全な場所に避難しなければなりません。避難所や避難場所、避難ルートについて確認しましょう。
- *耐震診断の実施、家具の転倒防止等の設置及び擁壁・ブロック塀等自宅付近の危険箇所の把握に努め、今後起こりうる災害に備えましょう。
- *災害危険箇所等の通報や治水事業等への実施に協力しましょう。
- *土砂災害ハザードマップを共同で作成しましょう。

(2) 災害に強いまちづくり

- *訓練や講習会に参加し、災害に対する知識を深めていくと同時に、地域ぐるみの情報伝達、避難といった防災体制を確立し、地域全体で支え合いましょう。
- *家庭では、災害に備え、十分な食料の備蓄や災害時の行動について話し合っておきましょう。
また、地域の要配慮者の避難に協力したり、地域の方々と防災活動を行うなど、周りの人たちと助け合いましょう。
- *木造住宅の耐震性の向上を図りましょう。
- *防災メールを登録し、普段からコミュニティFM放送を活用しましょう。

(3) 地域防災活動の充実

- *防災訓練や防災活動に参加するとともに、食料や生活必需品等を備蓄し災害に備えましょう。
- *市や、地域の自主防災組織が行う研修や訓練に積極的に参加し、共に地域防災力の強化に努めましょう。

関連施策

- ・2-4 地域情報化…(2)
- ・6-1-2 災害に強いまちづくり…(1)、(2)、(3)

5-7 消防・救急・救助

現状と課題

- ①火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や資機材の更新、消防水利の確保等に努め、消防力の強化を図ることが必要です。
- ②本市の平成17年から平成26年までの過去10年間の火災発生状況の平均値は、火災件数61件、焼損棟数66棟、死傷者16人となっており、ほぼ横ばいとなっています。
- ③近年の火災は、社会構造の変化により複雑多様化しており、さらに、今後、高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命・財産を火災から守ることがますます重要となります。
- ④火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図る必要があり、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。
- ⑤社会構造の変化で高齢化社会による救急需要の増加が見込まれることから、救急活動をより効果的なものとし市民の命を守るためには、継続的な救急業務の高度化に取り組み、医療機関との連携を一層強化しなくてはなりません。また、救急車が到着するまでの間の応急処置が非常に重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、普通救命講習や自動体外式除細動器（AED）を活用した適切な処置の普及を図ることが必要です。
- ⑥継続的な救急業務の高度化には、救急隊員の継続的な教育訓練と、高規格救急車及び高度救命処置用資機材の更新整備を推進し、救急体制を充実させる必要があります。
- ⑦近年、異常気象に伴う大規模な自然災害（豪雨・土砂災害等）が頻発しており、これらの災害で、二次災害の危険性が高い中で長時間に及ぶ困難な救助活動が強いられる災害現場に対処して行くため、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を目指します。

施策の展開

（1）消防力の強化

- ①複雑多様化する火災等の災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。
- ②消防屯所等地域における消防活動拠点施設の整備を進めます。
- ③消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。
- ④複雑多様化する災害に対応するため、消防団員等の確保と育成強化を図ります。

（2）予防体制の強化

- ①市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図ります。
- ②市民の生命・財産を火災等から守るため、消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織等と連携を図りながら火災予防に努めます。
- ③高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者等を対象とした防火指導を図ります。
- ④住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。

(3) 救急体制の充実

- ①メディカルコントロール体制（医師による指導、助言及び教育体制）を基とした、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。
- ②救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資機材や高規格救急自動車等の計画的な整備を進めます。
- ③救命率を向上させるためには、バイスタンダー（発見者などその場に居合わせた人）による応急処置が重要なことから、応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、普通救命講習や自動体外式除細動器（AED）を活用した救命技術や知識の普及啓発に努めます。
- ④救助要員の充実強化…専門的な知識や高度な救助技術を習得し、隊員の計画的な教育訓練を実施します。
- ⑤救助資器材の更新整備…救助資器材を計画的に更新整備し、複雑・多様化する事案に対処します。
- ⑥緊急消防援助隊登録隊員の訓練教育…登録隊員による合同訓練を実施し、隊員の育成強化を図ります。
- ⑦消防救助技術訓練の強化…災害現場で優先される人命救助活動を迅速かつ確実にこなせるよう、救助技術向上を目的とした訓練を実施します。
- ⑧緊急消防援助隊の受援・応援体制の整備及び救助資器材の計画的な整備を図ります。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(3)	1 普通救命講習終了者数						

市民の参画

(1) 消防力の強化

*消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設が緊急時に確実に使用できるように協力しましょう。

(2) 予防体制の強化

*防火知識を高め、普段から防火に心がけましょう。

*自主的な防火組織の活動に参加協力するなど、火災予防に取り組みましょう。

(3) 救急体制の充実

*応急手当の方法や自動体外式除細動器（AED）の使用方法など、救命処置を身につけるようにしましょう。

5-8 防犯・交通安全

現状と課題

- ①防犯については、明るく住みよい地域社会の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に推進し、各種犯罪の防止に努めていくことが必要です。
- ②近年高齢者の被害が急増している特殊詐欺被害や、女性や子どもへの声かけ事案を未然に防ぐための啓発・見守り活動が必要です。
- ③防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会等住民組織による活動を助長しながら、市民ぐるみの体制づくりが必要です。
- ④本市の平成26年の交通事故の発生件数は334件で、死傷者は445人です（交通統計）。これらの原因は、交通マナー等のモラル（道徳、倫理）の低下によることが大きな原因として捉えられています。また、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっており、本市においても、交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。
- ⑤交通事故を減らすためには交通安全思想の普及徹底が不可欠であり、運転者や歩行者等の交通マナーの向上など、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。また、重大事故が多発している危険箇所の点検や改良など、道路管理者等と協議しながら、交通安全施設の整備充実を図ることが必要です。
- ⑥防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会等住民組織により多くの地域住民が参加し、地域ぐるみによる取り組みが必要です。
- ⑦社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する問題も多種多様となっています。日々暮らしの中で発生する問題に対し、各種関係機関・団体などと連携しながら、的確な相談ニーズの把握と適切な助言に努め、市民が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

施策の展開

（1）防犯体制の整備

- ①市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる防犯活動の展開を進めながら、犯罪のない、安全なまちづくりを目指します。
- ②市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民ぐるみの防犯活動を推進します。
- ③警察署や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、団体と連携を密にし、協力しながら、パトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。
- ④非行防止・犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に対する意識の向上に努めます。
- ⑤防犯協会の協力のもと、青色回転灯装着車導入の促進を図るとともに、地域の防犯パトロール活動を支援するなど犯罪のない安全なまちづくりを推進します。
- ⑥夜間における犯罪防止を図るため、自治会等への防犯灯設置を促進します。

(2) 交通安全対策の推進

- ①交通事故等危険箇所の把握に努め、信号・交通標識や横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備を推進します。
- ②警察署、交通安全協会等、関係機関・団体と協力し、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。
- ③交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、交通安全対策を促進します。
- ④交通安全を繰り返し呼びかけることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。

(3) 市民相談体制の充実

- ①日常のさまざまな問題解決の糸口として、法律相談、行政相談等の市民相談を行います。
- ②消費生活センターにおいては、消費生活をめぐるさまざまなトラブルから消費者を保護するため、適切な助言により問題解決に向けた相談体制の充実を目指します。
- ③消費者被害未然防止に向けた講座・講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭等における消費者教育の推進を目指します。

主な指標

指標項目		指標の説明	単位	現状(H26)	目標(H31)	現状把握の方法	目標設定の考え方
(1)	1	青色回転灯装着車両数					
	2	青色回転灯装着車両によるパトロール件数					
(2)	3	交通安全教育の開催回数	カ所				
(3)	4	消費者講座の参加者数					

市民の参画

(1) 防犯体制の整備

- *防犯への知識を広め、パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みましょう。
- *子ども110番の家や防犯連絡所を設置するなど、防犯活動に協力しましょう。
- *高齢者や子どもを犯罪から守るため、見守り活動を行いましょう。

(2) 交通安全対策の推進

- *交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。
- *交通安全教室、交通安全母の会への活動など、交通安全への取組に参加しましょう。
- *交通事故ゼロの運動を地域ぐるみで展開しましょう。

(3) 市民相談体制の充実

*消費者被害未然防止のため、地域での消費者講座の開催や注意喚起、また、高齢者が被害に遭わないよう家族や近隣住民が連携し、地域ぐるみで日頃から様子を見守りましょう。

関連施策

- ・2-2-3 安心・安全・快適な道路環境づくり…(2)